

清瀬市高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

平成30年3月

清瀬市

はじめに

清瀬には医療、福祉の歴史があります。

平安時代に編さんされた『続日本後紀』に、「多磨（摩）入間両郡界」に飢えや病に苦しむ旅人を救済するための「悲田処」を設けたとあります。これまでの発掘調査から、この「悲田処」は清瀬の野塩地区にあったのではないかとも言われています。



昭和に入ると、市内に結核療養所が数多く存在したことから、清瀬は「東洋一のサナトリウム」のまちと言われました。現在の病院街につながる歴史の中で、清瀬は結核の治療、研究をリードしてきました。そして今、市内に看護、福祉、薬学の大学があることも「医療・福祉のまち清瀬」を特徴づけています。

このような清瀬市にも、高齢化の波が押し寄せています。

2025年（平成37年）には、団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となり、今まで以上に介護や何らかの手助け・支援を必要とする高齢者が増加していくことが考えられます。清瀬市がつむいできた医療・福祉の歴史の上に、地域包括ケアという側面からも新たな歴史を重ねていかなければならない状況に私たちはいます。

この度、平成27年度から平成29年度を期間とした前期計画に引き続き、平成30年度から平成32年度までの3ヵ年を期間とした「清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。本計画では、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の更なる深化と推進、「介護保険制度の持続可能性の確保」を目的としています。これらを推し進めることで、清瀬市の掲げる『手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬』の実現につながることを確信しています。

終わりに、本計画を策定するにあたり、策定委員会の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントを通じ貴重なご意見をいただいた市民の皆様など、関係された全ての方々に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

清瀬市長 **渋谷 金太郎**

清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

目次

第1章 計画のあらまし	1
1. 計画策定に向けて	3
(1) 計画策定の背景と趣旨.....	3
(2) 介護保険制度の見直し.....	4
2. 計画の位置づけと計画期間.....	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 計画の期間	6
3. 計画の策定に向けた取り組み・策定体制	7
(1) 調査の実施	7
(2) パブリックコメントの実施	8
(3) 市民説明会の実施	8
(4) 策定体制	8
4. 計画の評価・点検・推進	9
第2章 前期計画の取り組み状況と課題	11
1. 清瀬市の人口推移・推計	13
(1) 人口の推移・推計	13
(2) 高齢者人口の推移・推計	14
(3) 地域包括支援センター別の人口及び高齢者人口	15
(4) 地域包括支援センター別の世帯の状況.....	16
2. 第1号被保険者及び要支援・要介護認定者の状況	17
(1) 第1号被保険者数の推移・推計	17
(2) 要支援・要介護認定者数と認定率の推移・推計	18
(3) 地域包括支援センター別の要支援・要介護認定者の状況.....	21
(4) 要支援・要介護認定を受けている方の認知症の状況	22
3. アンケート調査の結果及び課題	24
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業や介護予防について.....	24
(2) 制度やサービス等について	27
(3) 地震や災害等の緊急時について	29

(4) 清瀬市の保健福祉について	31
(5) 家族介護者の状況について【要介護認定者】	34
(6) サービス提供事業者の状況について【事業者調査】	37
4. 前期計画の実施状況と課題.....	39
(1) 一人ひとりがその人らしくいきいき暮らすために	39
(2) いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らすために	40
(3) 住み慣れた地域で安心して暮らすために.....	41
(4) 介護が必要となっても安心して暮らすために	42
5. 課題のまとめ.....	43
第3章 基本理念・基本目標及び施策の体系	45
1. 基本理念	47
2. 基本目標	48
3. 施策の体系.....	50
第4章 高齢者保健福祉計画	51
1. 住み慣れた地域で安心して暮らす	53
(1) 生活支援サービスの充実.....	53
(2) 医療・介護の連携	54
(3) 認知症施策の推進	55
(4) 家族介護者への支援	56
(5) 権利擁護の推進	57
(6) 高齢者向け住宅施策等の推進	58
(7) 安心安全のまちづくり.....	59
2. 一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす	60
(1) 地域交流の場の充実	60
(2) 高齢者の活動支援	61
(3) 技能や経験を発揮できる環境づくり	61
(4) 生涯学習環境の充実	62
3. いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす	63
(1) 健康づくり支援の充実.....	63
(2) 介護予防の充実	64
(3) 支え合いの活動支援	65
(4) 運動できる環境の提供.....	66

第5章 第7期介護保険事業計画～介護が必要となっても安心して暮らす～.. 67

1. 介護保険サービス基盤の充実.....	69
(1) 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計.....	69
(2) 日常生活圏域と地域包括支援センター.....	70
(3) 居宅サービス.....	72
(4) 施設サービス.....	74
(5) 地域密着型サービス.....	76
(6) 地域支援事業.....	79
2. 介護保険料の設定.....	85
(1) 介護サービス給付費の見込み.....	85
(2) 介護保険料の設定.....	90
3. 介護保険事業を円滑に推進するための施策.....	94
(1) 自立支援、重度化防止の取り組み.....	94
(2) 介護給付の適正化計画.....	94
(3) 事業所に対する指導等.....	96
(4) 利用者の保護.....	96
(5) 介護離職防止.....	96
(6) 事業者に対する支援及び連携.....	96
4. 介護人材の確保・定着支援.....	97
(1) 介護人材不足の実態把握.....	97
(2) 介護の仕事の魅力発信.....	97
(3) 介護人材のキャリアアップ支援.....	97
(4) 介護人材確保等に向けた支援の活用促進.....	97

第6章 資 料..... 99

1 清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）策定委員会設置要綱.....	101
2 清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会名簿.....	102
3 策定委員会検討経過.....	103
4 用語解説.....	104

第1章

計画のあらまし

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定にあたり、高齢者福祉の取り組みの状況、介護保険法や関連法の改正の動向を整理するとともに、本計画の位置づけと期間等の基本的事項を定めます。

また、計画策定に向けた取り組み、策定体制についても記載しています。

1. 計画策定に向けて

(1) 計画策定の背景と趣旨

清瀬市の人口は、微増傾向ですが65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成37(2025)年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上に到達し、後期高齢者の増加が見込まれます。それに伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者も増加します。高齢者施策の充実が求められる中で、市では将来を見据え、地域に住む高齢者とその家族が、身近な地域の中で、安心して生活できる社会を築けるよう施策に取り組みました。

こういった取り組みにおいては、医療・保健・福祉等のサービスを総合的に推進するとともに、地域に根ざした様々な主体による支援や見守りが欠かせません。地域住民が力を合わせることで、高齢者が自分らしく、生きがいを持って暮らせる地域社会を構築する視点を持ちながら施策に取り込むことが重要であると考え、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」が切れ目なく提供されるよう、事業の整備に取り組みました。

平成29年5月、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、これまで取り組んできた「地域包括ケアシステムの推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を更に推し進めることが方向性として示されました。本市においても、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指しつつ、介護保険制度の理念でもある高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止への取り組みを強化し、利用者が真に必要とする過不足のないサービス提供をしていきます。

平成30～32(2018～2020)年度までを計画期間とする本計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を見据えた上で、『清瀬市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画』の見直しを図り、「地域包括ケアシステムの深化と推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」に向け策定するものです。

(2) 介護保険制度の見直し

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

- 高齢者がその有する能力に応じ、自立した生活を送るための取り組みの推進
- データに基づく課題分析と対応、評価、インセンティブ（より一層推進するための誘因）の付与を法律により制度化

② 新たな介護保険施設の創設

- 日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナルケア等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた「介護医療院」を創設

③ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握、解決が図られることを目指す旨を明記
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくする「共生型サービス」の位置づけ

④ 現役世帯並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- 2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とする（月額44,400円の負担上限あり）
※平成30（2018）年8月施行

⑤ 介護納付金における総報酬割の導入

- 第2号被保険者の介護保険料である各医療保険者からの介護納付金について『加入者数に応じた負担』から『報酬額に比例した負担』とする
※激変緩和の観点から平成29年8月より段階的に導入

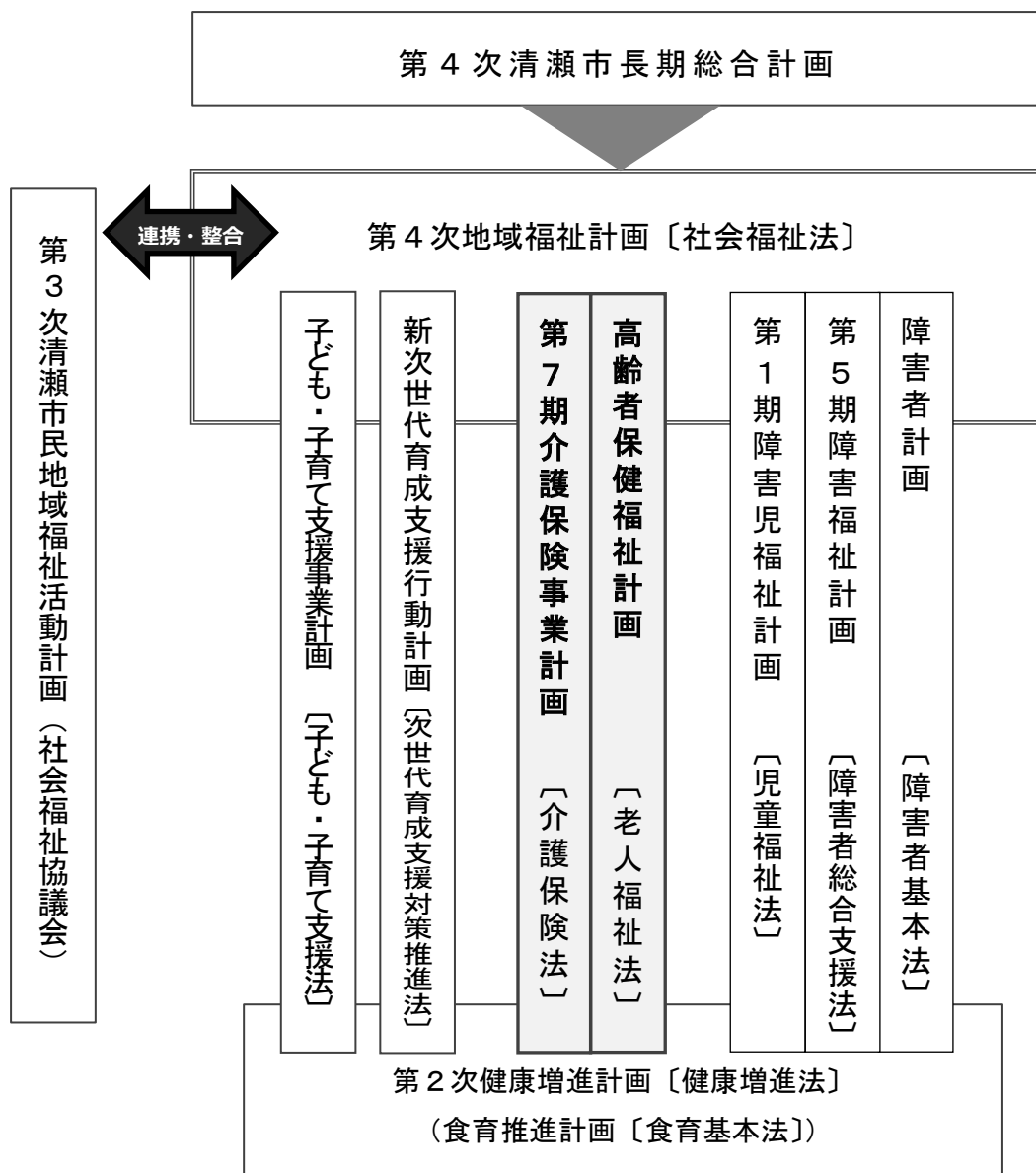
2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法に基づき策定する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき策定する計画です。本市では、両計画を一体的に策定し、高齢者の福祉施策を総合的に推進していきます。

また、第7期介護保険事業計画から都の作成する医療計画の作成・見直しのサイクルが一致することとなり、在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、医療計画との整合性を図っていきます。

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成 30～32（2018～2020）年度までの 3 年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の計画期間

H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度	H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度	H33 年度 2021 年度	H34 年度 2022 年度	H35 年度 2023 年度
第 6 期			高齢者保健福祉計画・ 第 7 期介護保険事業計画			第 8 期		

市の他計画及び計画期間

計 画		計 画 期 間	
市	第 4 次清瀬市長期総合計画	平成 28～37 年度（10 年間） 2016～2025 年度	
	地 域	第 4 次地域福祉計画	平成 30～38 年度（9 年間） 2018～2026 年度
	子 ども	新次世代育成支援行動計画	平成 29～31 年度（3 年間） 2017～2019 年度
		子ども・子育て支援事業計画	平成 27～31 年度（5 年間） 2015～2019 年度
	障害児・者	障害者計画	平成 30～35 年度（6 年間） 2018～2023 年度
		第 5 期障害福祉計画	平成 30～32 年度（3 年間） 2018～2020 年度
		第 1 期障害児福祉計画	平成 30～32 年度（3 年間） 2018～2020 年度
	高 齢 者	高齢者保健福祉計画	平成 30～32 年度（3 年間） 2018～2020 年度
		第 7 期介護保険事業計画	平成 30～32 年度（3 年間） 2018～2020 年度
	健 康	第 2 次健康増進計画 （食育推進計画）	平成 30～35 年度（6 年間） 2018～2023 年度
		第 2 期データヘルス計画	平成 30～35 年度（6 年間） 2018～2023 年度
		第 3 期特定健康診査等実施計画	平成 30～35 年度（6 年間） 2018～2023 年度
	社会福祉協議会	第 3 次清瀬市民地域福祉活動計画	平成 28～33 年度（6 年間） 2016～2021 年度

3. 計画の策定に向けた取り組み・策定体制

(1) 調査の実施

「高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある、その人らしい生活が送れるよう、健康でいきいきと暮らしていけるまち」の実現を目指し、高齢者福祉及び介護保険サービスの一層の向上を図ることを目的に、平成 30 (2018) 年度からはじまる清瀬市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画を策定する際の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に向けた調査

調査名	①65 歳以上及び 要支援 1・2 の方 への調査	②要介護認定をお持ち の方への調査	③サービス提供事業者 調査
対象者	介護保険の認定を受けていない 65 歳以上、あるいは介護保険で要支援 1・2 の認定を受けている方	介護保険において要介護 1～5 の認定を受けており、主に在宅で暮らしている方	市内にある介護保険事業者（法人単位）
調査対象数	1,523	990	50
回収数	975	446	37
回収率	64.0%	45.1%	74.0%
記名の有無	無記名式		記名式
調査期間	平成 28 年 10 月 25 日～平成 28 年 11 月 28 日		
調査方法	郵送配布・郵送回収		

①については「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、②については「在宅介護実態調査」として、国から調査対象、調査方法、調査内容が示され、本市では、国が示した内容等に準拠して調査を実施しました。

(2) パブリックコメントの実施

策定にあたって、幅広く市民のご意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントの実施概要

公表対象	清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）
期間	平成29年12月22日～平成30年1月11日
閲覧方法	市ホームページ、各公共施設
意見募集の方法	ファクシミリ、メール、郵送による意見提出
意見数	1人、8件

※パブリックコメント：行政が新たな計画などを策定するとき、その案を公表し、市民からの意見・情報を得て公正な意思決定をするための制度

(3) 市民説明会の実施

市民へ計画の内容を説明し、市民や関係団体との意見交換、意見収集することを目的として、市民説明会を実施しました。

市民説明会の実施概要

実施場所	清瀬市健康センター研修室
実施日	平成29年12月23日
参加者及び意見数	参加者5人、意見1件

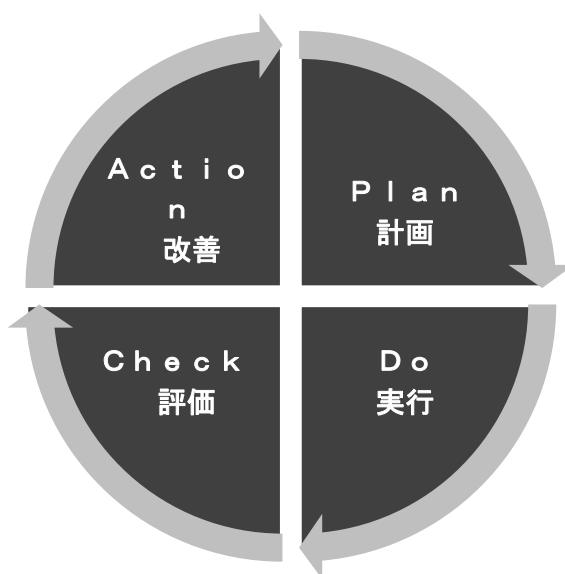
(4) 策定体制

本計画は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民から構成される「清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会」が中心となり、慎重な検討を経て、策定しました。

4. 計画の評価・点検・推進

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進にあたっては、介護保険被保険者や介護サービス事業者の代表、医療や権利擁護の専門家等から選出された委員で構成する委員会において、PDCAサイクルによる継続的な計画評価と見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ



Plan（計画）	高齢者保健福祉施策及び介護保険事業をどのように進めていくか計画を立て、その方法や方策等を定めます。
Do（実行）	計画の内容を踏まえ、施策・事業を実施します。
Check（評価）	施策・事業の実施状況の整理や達成状況を把握し、計画の評価と進行管理を行います。 その結果について介護保険被保険者や介護サービス事業者の代表、医療や権利擁護の専門家等から選出された委員で構成する委員会の意見を聴くとともに、市民にわかりやすい形で公表します。
Action（改善）	評価等の結果を踏まえ、計画の見直し等を実施します。

第2章

前期計画の取り組み状況と課題

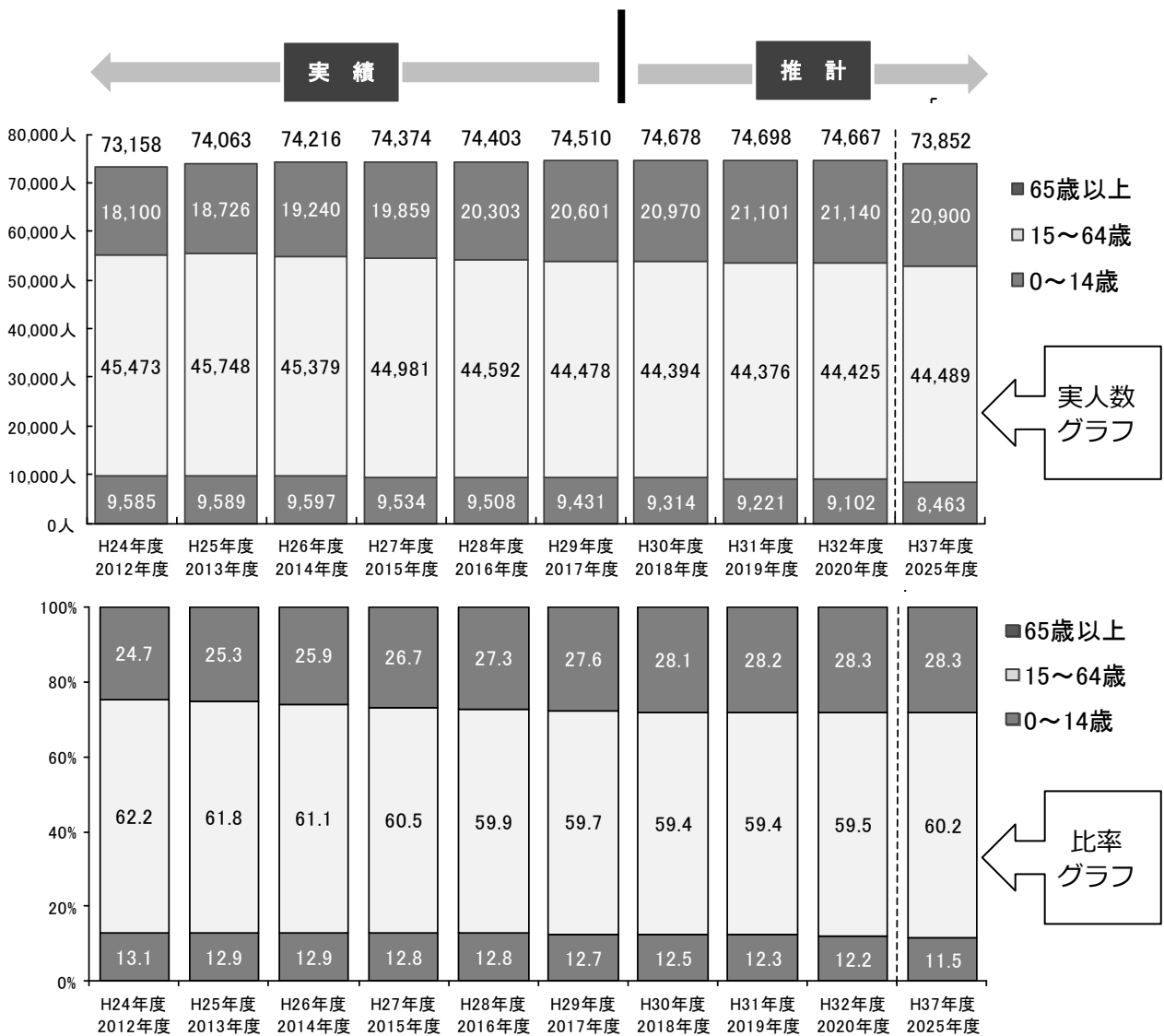
清瀬市の高齢化の状況、平成 28 年度に実施した高齢者等へのアンケート調査、前期計画（平成 27～29 年度）における各施策の取り組み状況を検証し、施策展開に向けた課題を整理します。

1. 清瀬市の人口推移・推計

(1) 人口の推移・推計

平成 29 年 1 月 1 日現在の清瀬市の総人口は 74,510 人で、過去 5 年は 7 万 4 千人台において微増傾向にあります。平成 32 (2020) 年には減少に転じると見込まれます。

年齢階層別人口の推移・推計

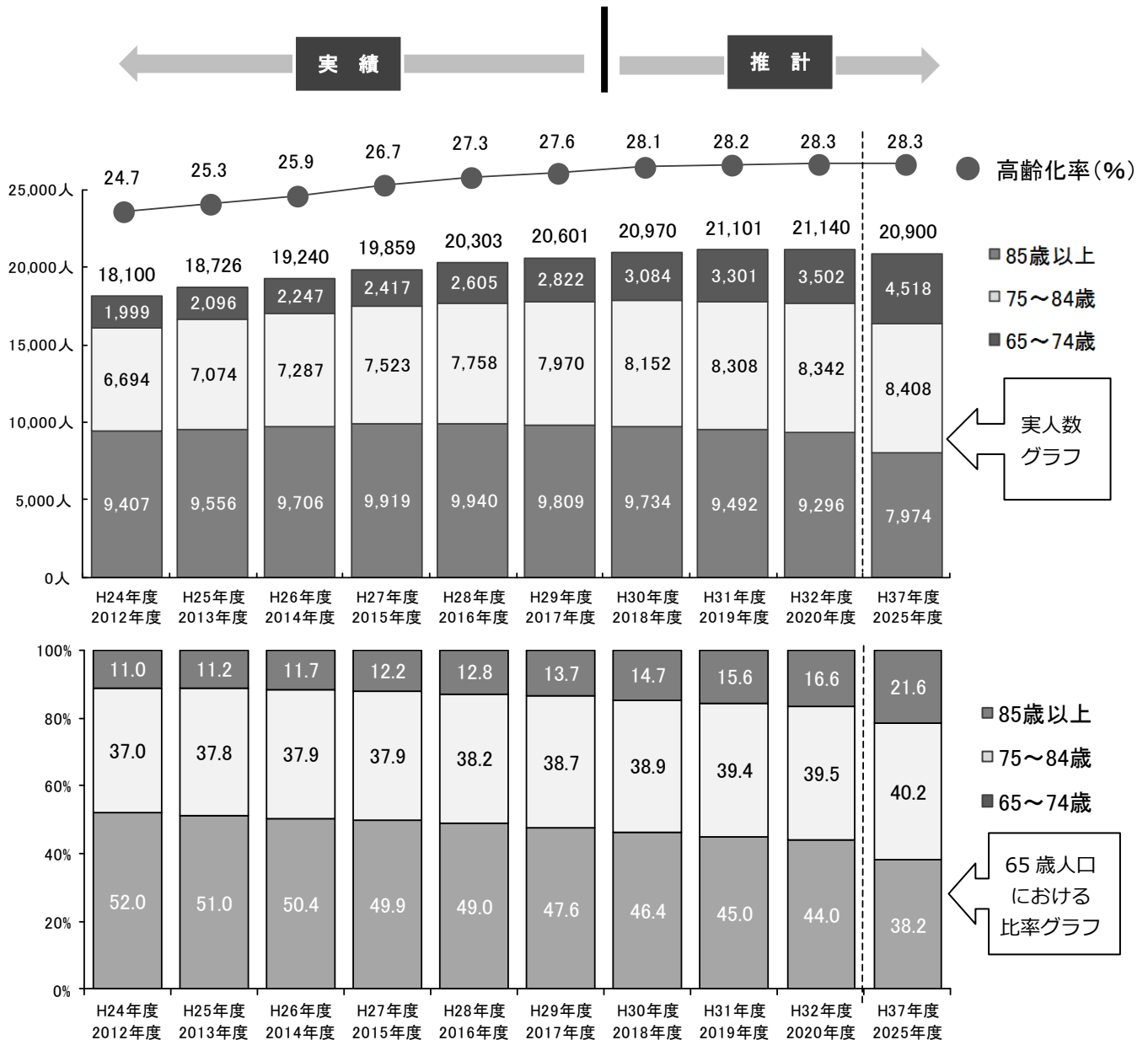


※平成 24~29 年度は住民基本台帳 (実績値)
 ※平成 30 (2018) 年度以降は平成 27 年度実施の市の統計資料 (コーホート要因法による推計値)
 ※実績値、推計値ともに各年度 1 月 1 日現在
 ※四捨五入の関係から合計が 100%にならない場合がある

(2) 高齢者人口の推移・推計

65歳以上の高齢者人口は、今後も増加することが見込まれ、団塊の世代が75歳以上になる平成37(2025)年には、75～84歳人口が65～74歳を上回るとともに、85歳以上も3千人台から4千人台となります。

高齢者人口の推移・推計



※平成24～29年度は住民基本台帳(実績値)

※平成30(2018)年度以降は平成27年度実施の市の統計資料(コーホート要因法による推計値)

※実績値、推計値ともに各年度1月1日現在

※高齢化率=65歳以上人口÷総人口

※四捨五入の関係から合計が100%にならない場合がある

(3) 地域包括支援センター別の人口及び高齢者人口

平成 29 年 10 月 1 日現在、清瀬市には 4 か所の地域包括支援センターが設置されています。

“きよせ清雅地域包括支援センター”が担当する地域は、高齢化率が 30%を超える地域となっています。

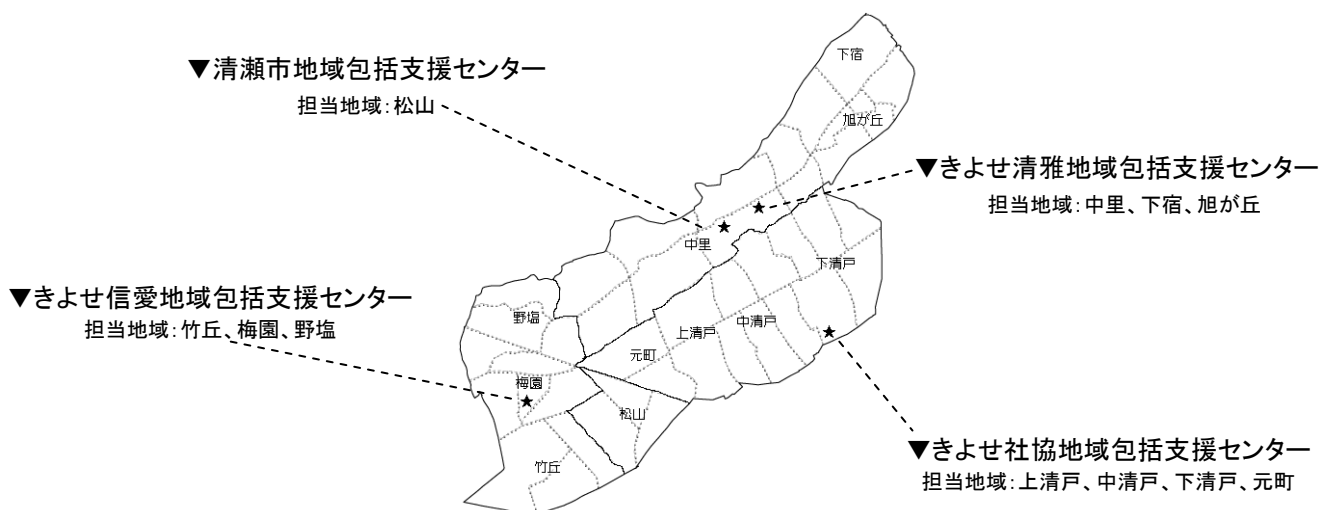
また、“きよせ信愛地域包括支援センター”の担当地域は、市内に 5 施設ある介護老人福祉施設のうち 4 施設が所在することから、85 歳以上の人口が他の地域に比べて多くなっています。

地域包括支援センター別の人口及び高齢者人口

	市全体	清瀬市 地域包括 支援センター	きよせ社協 地域包括 支援センター	きよせ信愛 地域包括 支援センター	きよせ清雅 地域包括 支援センター
人口 (人)	74,825	7,750	22,896	22,196	21,983
0～14 歳 (人)	9,340	701	3,065	2,764	2,810
15～64 歳 (人)	44,700	4,936	14,090	13,203	12,471
65 歳以上 (人)	20,785	2,113	5,741	6,229	6,702
高齢者人口 (人)	20,785	2,113	5,741	6,229	6,702
65～74 歳 (人)	9,743	1,005	2,762	2,742	3,234
75～84 歳 (人)	8,041	766	2,159	2,394	2,722
85 歳以上 (人)	3,001	342	820	1,093	746
高齢化率 (%)	27.8	27.3	25.1	28.1	30.5

※清瀬市「月別町丁別人口及び世帯数」(平成 29 年 10 月 1 日現在)

【参考】地域包括支援センターの配置及び担当地域



(4) 地域包括支援センター別の世帯の状況

平成 29 年 10 月 1 日現在の清瀬市の総世帯数は 35,163 世帯で、そのうち高齢者の一人暮らしは 18.1%、複数高齢者のみ世帯は 11.5%です。

地域包括支援センター別に見ると、高齢者の一人暮らしの割合が高い地域は“きよせ信愛地域包括支援センター”の担当地域です。また、複数高齢者のみ世帯の割合が高い地域は“きよせ清雅地域包括支援センター”の担当地域です。

“きよせ信愛地域包括センター”と“きよせ清雅地域包括支援センター”の担当地域は、全世帯の 3 割を超える世帯が高齢者の一人暮らしあるいは複数高齢者のみ世帯という状況にあります。

地域包括支援センター別の世帯の状況

	市全体	清瀬市 地域包括 支援センター	きよせ社協 地域包括 支援センター	きよせ信愛 地域包括 支援センター	きよせ清雅 地域包括 支援センター
総世帯数 (世帯)	35,163	4,267	10,364	10,514	10,018
A：高齢者の一人暮らし 世帯数 (世帯)	6,370	732	1,523	2,200	1,915
総世帯数に占める高齢者の 一人暮らし世帯割合 (%)	18.1	17.2	14.7	20.9	19.1
B：複数高齢者のみ世帯数 (世帯)	4,038	367	1,155	1,154	1,362
総世帯数に占める複数 高齢者のみ世帯割合 (%)	11.5	8.6	11.1	11.0	13.6
A+B	10,408	1,099	2,678	3,354	3,277
総世帯数に占める割合 (%)	29.6	25.8	25.8	31.9	32.7

※清瀬市「月別町丁別人口及び世帯数」(平成 29 年 10 月 1 日現在)

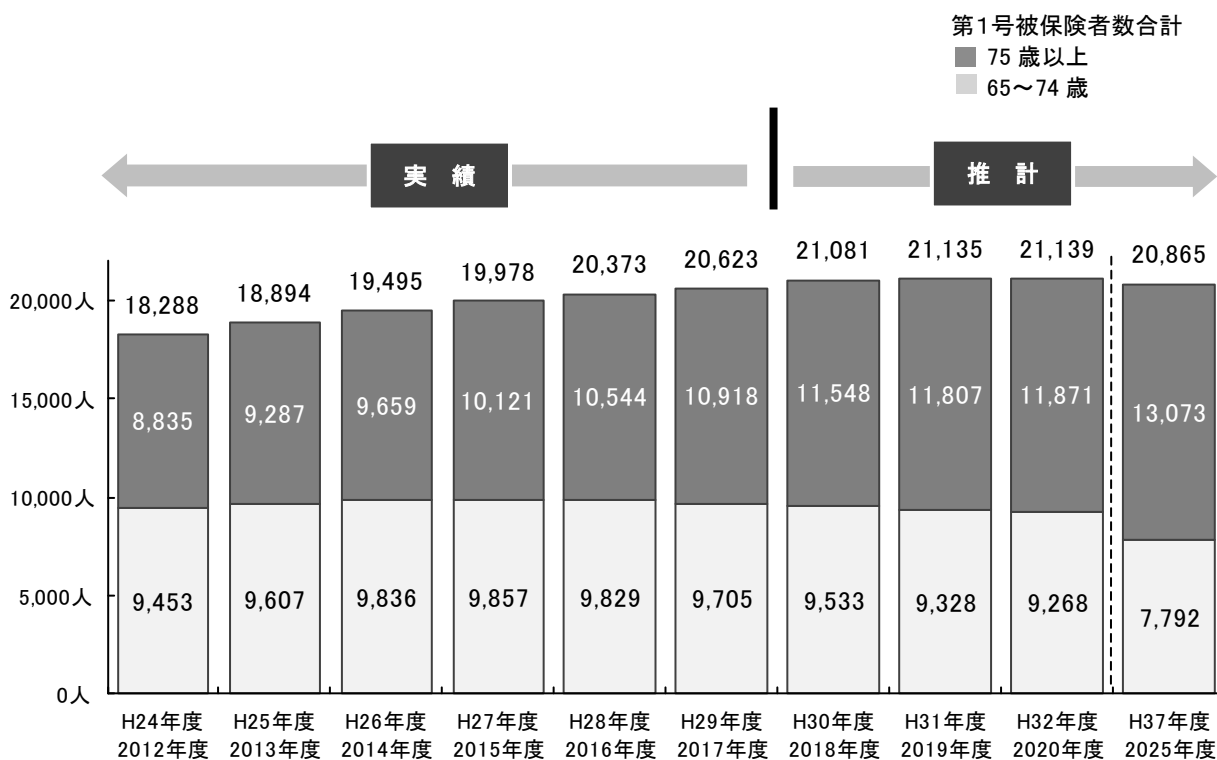
※A・B=高齢支援課作成 (平成 29 年 10 月 1 日現在)

2. 第1号被保険者及び要支援・要介護認定者の状況

(1) 第1号被保険者数の推移・推計

清瀬市の第1号被保険者数は平成28年度に2万人を超え、平成30～32（2018～2020）年度は2万1千人台となることが見込まれます。

第1号被保険者数の推移・推計



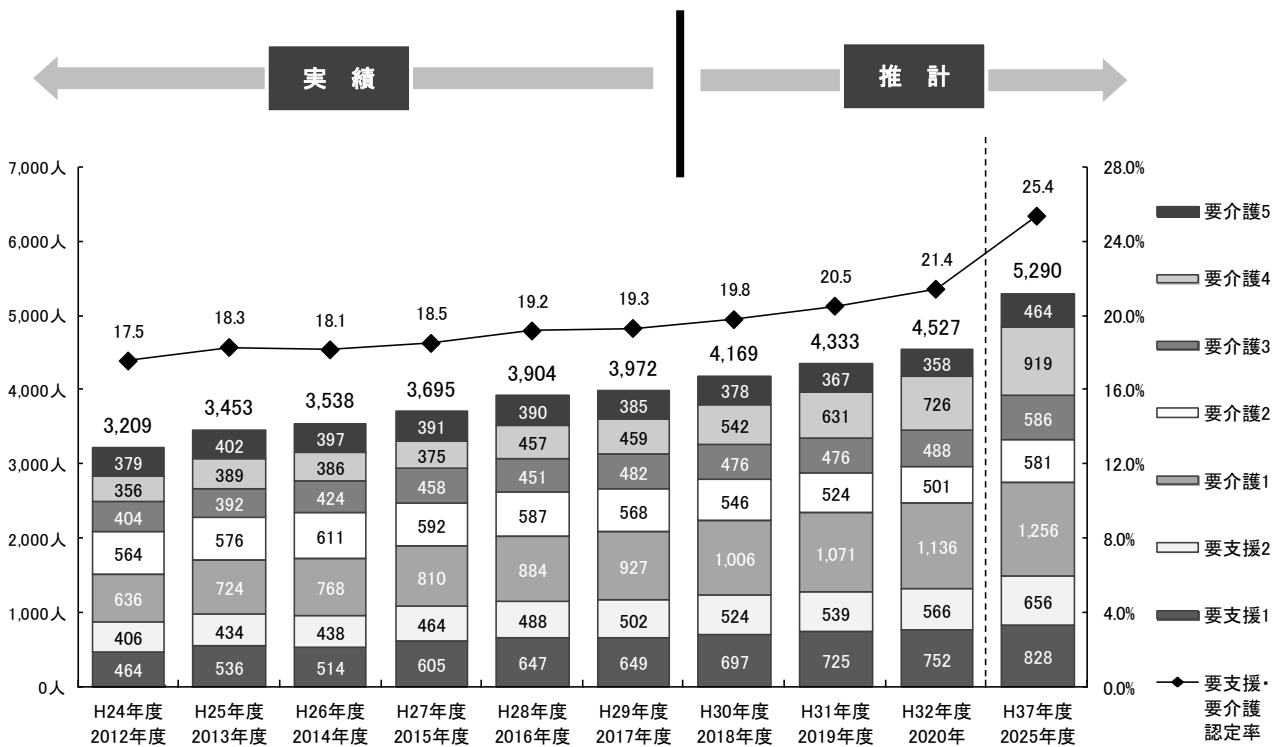
※平成24～29年度は「介護保険事業状況報告」（様式1）9月分

※平成30～37（2018～2025）年度は清瀬市将来推計人口をもとに推計（10月1日時点）

(2) 要支援・要介護認定者数と認定率の推移・推計

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は、平成 29 年度までは 3 千人台で推移していましたが、今後、高齢者人口の増加が見込まれることに伴い、平成 30 (2018) 年度には 4 千人台に達し、その後も増加していくと見込まれています。

要支援・要介護認定者数と認定率の推移・推計(要介護度別)



※平成 24～29 年度は「介護保険事業状況報告」(様式 1 の 5) 9 月分

※平成 30～37 (2018～2025) 年度は見える化将来推計システムより (10 月 1 日時点)

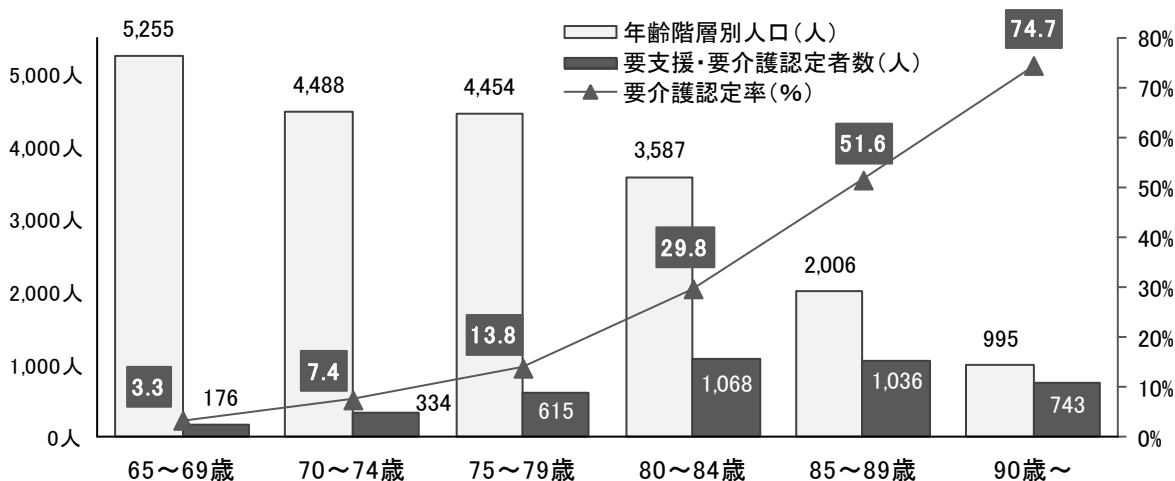
※要支援・要介護認定率=65 歳以上の要介護認定者数÷第 1 号被保険者数

※要支援・要介護認定者数及び要支援・要介護認定率は、第 1 号被保険者のみ

年齢階層別に要支援・要介護認定率を見ると、年齢の上昇とともに認定率は上がり、85～89歳では51.6%、90歳以上では74.7%が要支援・要介護認定を受けています。

年齢階層別に見ると、85歳以上の増加が顕著です。

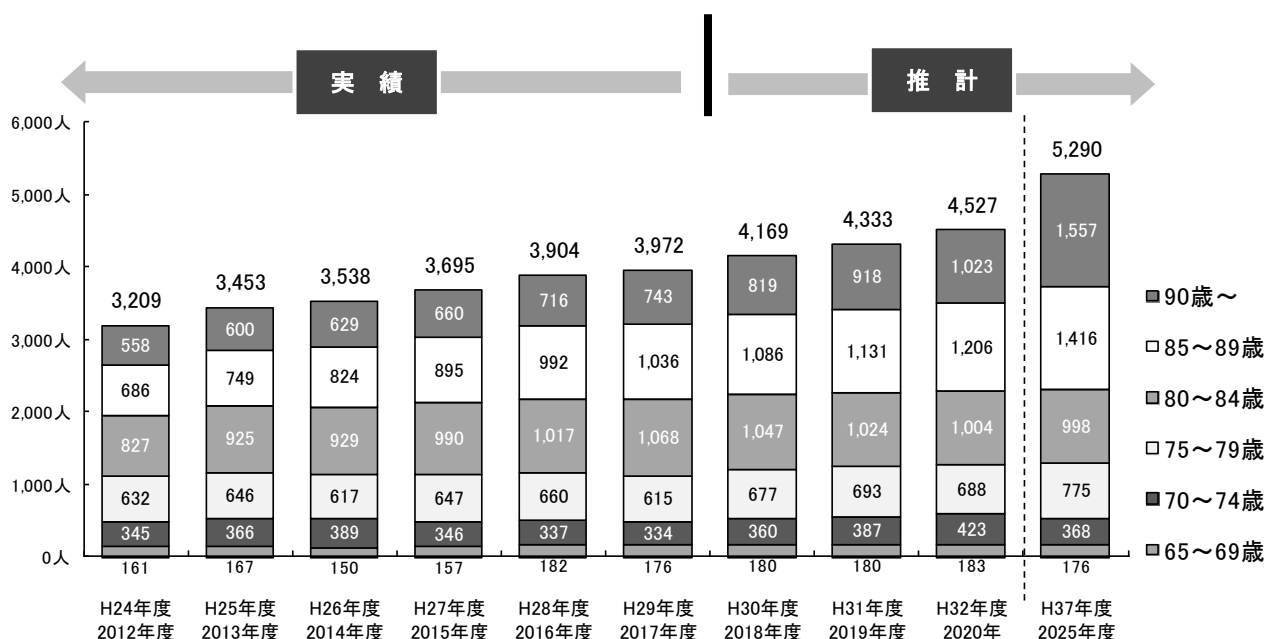
年齢階層別 要支援・要介護認定者数及び認定率



※年齢階層別人口は住民基本台帳（平成29年10月1日現在）

※要支援・要介護認定者数は「介護保険事業状況報告」（平成29年9月分）

要支援・要介護認定者数の推移・推計（年齢階層別）



※平成24～29年度は「介護保険事業状況報告」（様式1の5）9月分

※平成30～37（2018～2025）年度は見える化将来推計システムより（10月1日時点）

※要支援・要介護認定者数は、第1号被保険者のみ

清瀬市の要支援・要介護認定率は、全国や東京都に比べて高く、平成 31 (2019) 年度には 20%を超えると見込まれます。

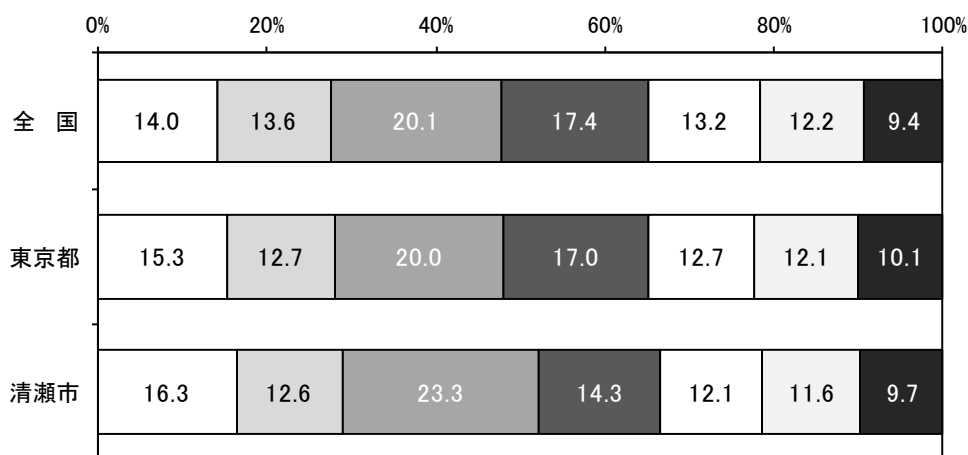
また、全国や東京都に比べて、要支援 1 や要介護 1 の軽度の人の割合が高い状況です。

第 1 号被保険者に対する要支援・要介護認定者の比率

	第 1 号被保険者数 (人)	要支援・要介護 認定者数 (人)	第 1 号被保険者に対 する要支援・要介護 認定者比率 (%)
全国	34,664,274	6,274,743	18.1
東京都	3,084,565	575,197	18.6
清瀬市	20,623	3,972	19.3

※「介護保険事業状況報告」(平成 29 年 9 月分)

要支援・要介護認定者の介護度の割合



※「介護保険事業状況報告」(平成 29 年 9 月分)

※四捨五入の関係から合計が 100%にならない場合がある

(3) 地域包括支援センター別の要支援・要介護認定者の状況

平成29年10月1日現在の地域包括支援センターの担当地区ごとの認定率は、“きよせ信愛地域包括支援センター”で最も高く21.9%となっています。

地域包括支援センター別の要支援・要介護認定者数及び認定率

	市全体	清瀬市 地域包括 支援センター	きよせ社協 地域包括 支援センター	きよせ信愛 地域包括 支援センター	きよせ清雅 地域包括 支援センター
要支援1(人)	650	77	167	217	189
要支援2(人)	505	56	132	161	156
要介護1(人)	915	100	251	305	259
要介護2(人)	559	64	157	187	151
要介護3(人)	454	45	115	175	119
要介護4(人)	435	51	125	155	104
要介護5(人)	357	37	71	163	86
要支援・要介護 認定者合計(人)	3,875	430	1,018	1,363	1,064
高齢者人口(人)	20,785	2,113	5,741	6,229	6,702
高齢者人口に占める 認定率(%)	18.6	20.4	17.7	21.9	15.9
高齢者人口に占める 65-74歳の認定率(%)	2.4	2.5	2.2	2.8	2.1
高齢者人口に占める 75-84歳の認定率(%)	8.0	8.4	7.2	9.0	7.8
高齢者人口に占める 85歳以上の認定率(%)	8.2	9.5	8.4	10.1	6.0

※平成29年10月1日現在

※要支援・要介護認定者数は、清瀬市に住所があり、清瀬市が保険者の要支援・要介護認定者数

(4) 要支援・要介護認定を受けている方の認知症の状況

“きよせ信愛地域包括支援センター”及び“きよせ社協地域包括支援センター”の担当地域において、認知症高齢者日常生活自立度ランクⅡ以上の方の割合が高い傾向です。

要支援・要介護認定を受けている方の認知症高齢者日常生活自立度の状況

ランク	市全体		清瀬市地域包括支援センター		きよせ社協地域包括支援センター		きよせ信愛地域包括支援センター		きよせ清雅地域包括支援センター	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
自立	960	24.8	110	25.6	241	23.7	305	22.4	304	28.6
I	732	18.9	89	20.7	194	19.1	243	17.8	206	19.4
Ⅱa	429	55.0	42	52.8	102	56.1	181	58.3	104	50.7
Ⅱb	505		55		157		164		129	
Ⅲa	642		70		165		248		159	
Ⅲb	166		23		38		54		51	
Ⅳ	323		27		92		130		74	
M	66	10	17	17	22					
不明	52	1.3	4	0.9	12	1.2	21	1.5	15	1.4
合計	3,875	100.0	430	100.0	1,018	100.0	1,363	100.0	1,064	100.0

※「要支援・要介護認定情報」(平成29年10月1日現在)

※合計は清瀬市に住所のある清瀬市が保険者の要支援・要介護認定者数

※認知症高齢者日常生活自立度は主治医意見書による

※四捨五入の関係から合計が100%にならない場合がある

認知症高齢者日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
	Ⅱa 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
	Ⅲa 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる
	Ⅲb 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる
Ⅳ	ランクⅡ及びⅢの症状が頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

年齢別 認知症高齢者日常生活自立度の状況

ランク	65歳～74歳		75歳～84歳		85歳～	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
自立	195	39.5	479	28.6	286	16.7
I	89	18.0	333	19.9	310	18.1
II a	38	40.5	179	50.1	212	64.0
II b	47		213		245	
III a	54		246		342	
III b	10		62		94	
IV	38		108		177	
M	13		29		24	
不明	10	2.0	23	1.4	19	1.1
合計	494	100.0	1,672	100.0	1,709	100.0

※「要支援・要介護認定情報」(平成 29 年 10 月 1 日現在)

※認知症高齢者日常生活自立度は主治医意見書による

※四捨五入の関係から合計が 100%にならない場合がある

認知症高齢者日常生活自立度 I・II 以上の割合

認知症高齢者日常生活自立度 I 以上	東京都	清瀬市
人数 (人)	420,484	2,863
高齢者人口に占める割合 (%)	13.8	13.8
東京都: 要支援・要介護高齢者 (564,127 人) に占める割合 (%) 清瀬市: 要支援・要介護高齢者 (3,875 人) に占める割合 (%)	74.5	73.9

認知症高齢者日常生活自立度 II 以上	東京都	清瀬市
人数 (人)	311,533	2,131
高齢者人口に占める割合 (%)	10.2	10.3
東京都: 要支援・要介護高齢者 (564,127 人) に占める割合 (%) 清瀬市: 要支援・要介護高齢者 (3,875 人) に占める割合 (%)	55.2	55.0

※東京都: 「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」、基準日は平成 28 年 11 月 1 日 (最新)

※清瀬市: 「要支援・要介護認定情報」(平成 29 年 10 月 1 日現在)、認知症高齢者日常生活自立度は主治医意見書による

※清瀬市の高齢者人口は、清瀬市「月別年齢別人口」(平成 29 年 10 月 1 日現在)

3. アンケート調査の結果及び課題

平成 28 年度に実施したアンケート調査結果について、主要な内容を抜粋して課題を整理しました。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業や介護予防について

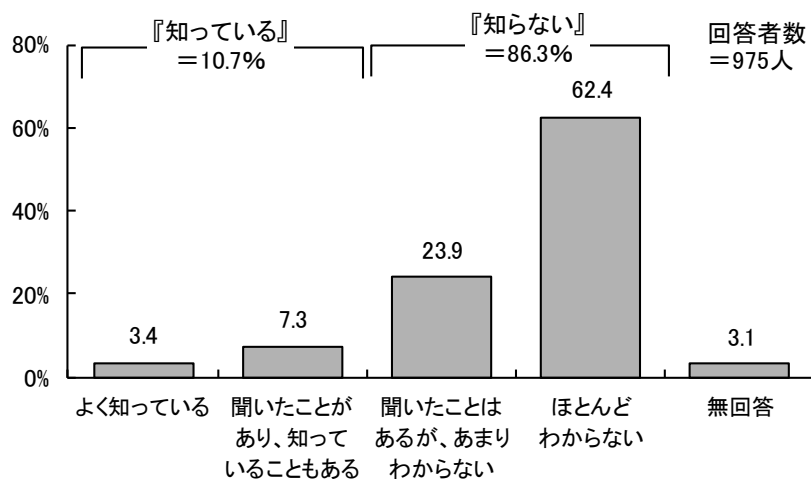
【65 歳以上及び要支援 1・2 の方】

**課題：健康づくりや介護予防には関心を持つ方が多いが、
介護予防・日常生活支援総合事業については認知度が低い**

①介護予防・日常生活支援総合事業の認知度について

介護予防・日常生活支援総合事業を、『知っている』が 10.7%、『知らない』が 86.3%となっています。

介護予防・日常生活支援総合事業の認知度について



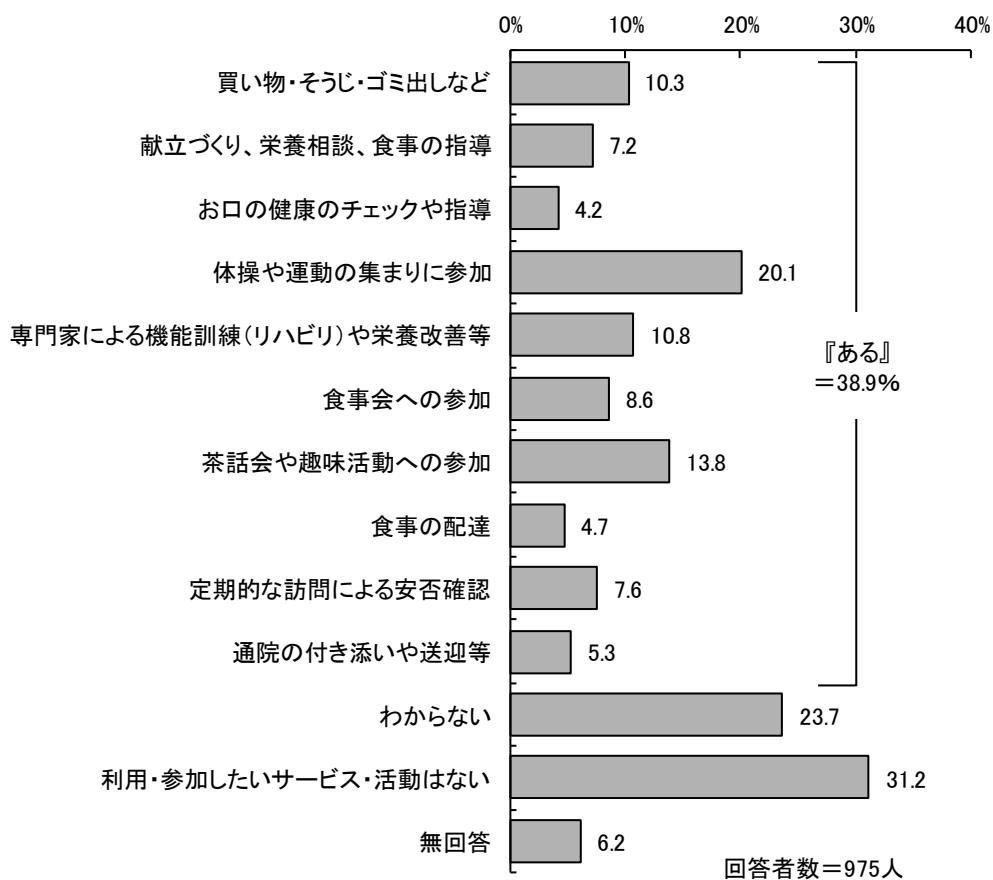
※『知っている』 = 「よく知っている」 + 「聞いたことがあり、知っていることもある」

※『知らない』 = 「聞いたことはあるが、あまりわからない」 + 「ほとんどわからない」

②介護予防・日常生活支援総合事業の利用・参加意向

介護予防・日常生活支援総合事業の利用・参加意向は『ある』が38.9%で、利用・参加意向したい内容は、「体操や運動の集まりに参加」が20.1%と最も多く、次いで「茶話会や趣味活動への参加」、「専門家による機能訓練（リハビリ）や栄養改善等」となっています。

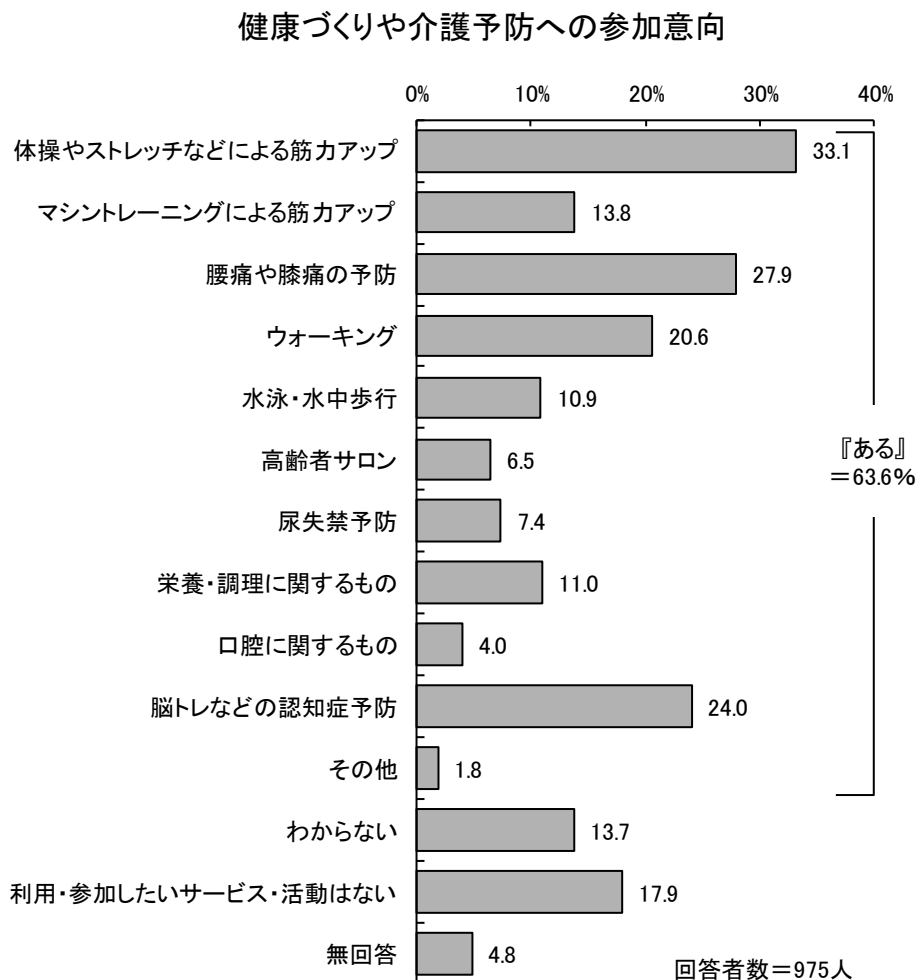
介護予防・日常生活支援総合事業の利用・参加意向



※『ある』=100%－「わからない」－「利用・参加したいサービス・活動はない」－「無回答」
 ※複数回答

③健康づくりや介護予防への参加意向

健康づくりや介護予防への参加意向について『ある』が63.6%で、参加したい内容は、「体操やストレッチなどによる筋力アップ」が33.1%と最も多く、次いで「腰痛や膝痛の予防」が27.9%、「脳トレなどの認知症予防」が24.0%となっています。



※『ある』=100%－「わからない」－「利用・参加したいサービス・活動はない」－「無回答」
※複数回答

(2) 制度やサービス等について

課題：成年後見制度への認知度は半数以上だが、権利擁護について対応する他制度や機関を知らない方が多い

①成年後見制度の認知度

65歳以上及び要支援1・2の方

成年後見制度について、「利用している」が1.4%、「知っているが利用したことはない」が67.4%、「知らない」が28.2%となっています。

要介護認定者

成年後見制度について、「利用している」が3.6%、「知っているが利用したことはない」が64.3%、「知らない」が22.6%となっています。

②地域福祉権利擁護事業の認知度

65歳以上及び要支援1・2の方

地域福祉権利擁護事業について、「利用している」が2.1%、「知っているが利用したことはない」が29.8%、「知らない」が64.7%となっています。

要介護認定者

地域福祉権利擁護事業について、「利用している」が4.7%、「知っているが利用したことはない」が26.9%、「知らない」が60.8%となっています。

③地域包括支援センターの認知度

65歳以上及び要支援1・2の方

地域包括支援センターについて、「利用している」が7.8%、「知っているが利用したことはない」が41.6%、「知らない」が44.1%となっています。

要介護認定者

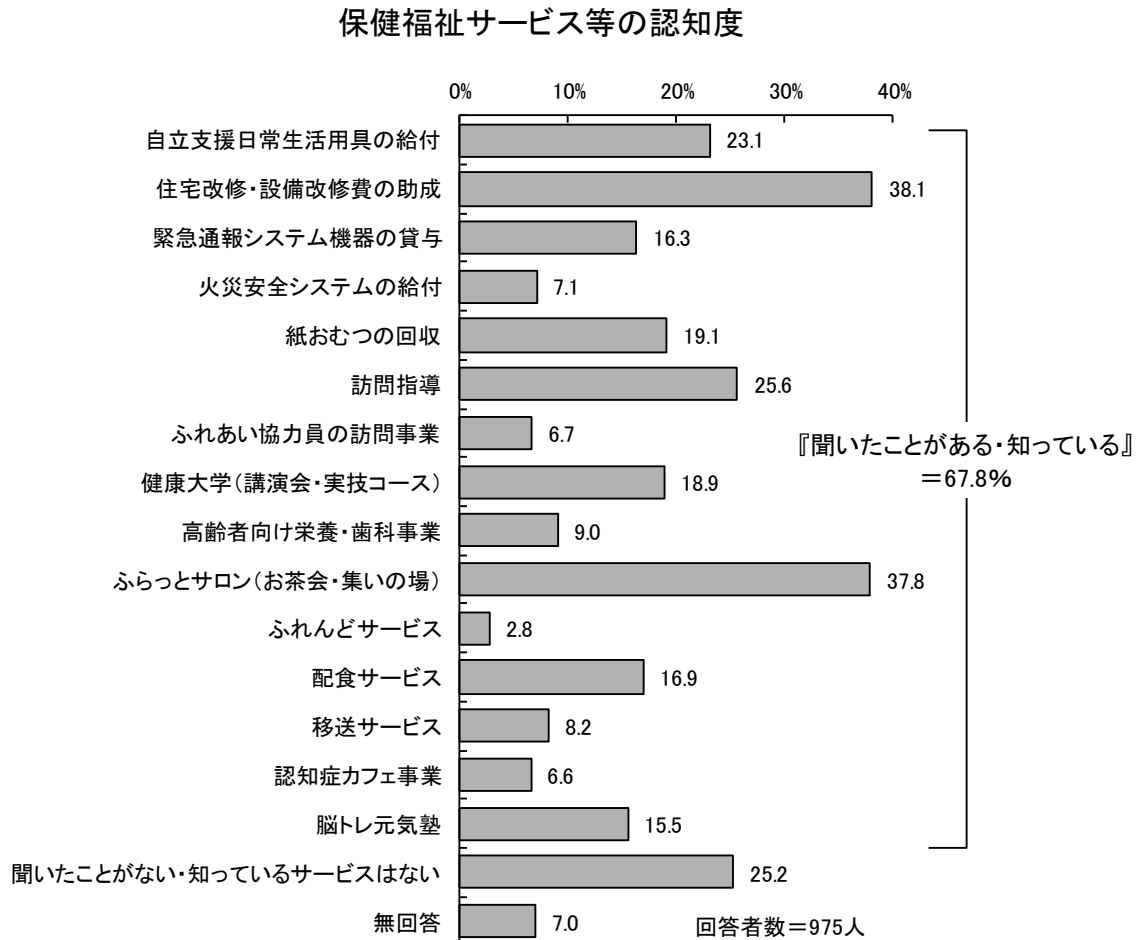
地域包括支援センターについて、「利用している」が41.7%、「知っているが利用したことはない」が28.9%、「知らない」が20.4%となっています。

※27ページから33ページは、コメントの最初に調査対象者を記しています

④保健福祉サービス等の認知度

65歳以上及び要支援1・2の方

保健福祉サービス等について、『聞いたことがある・知っている』が67.8%で、サービスの内容では「住宅改修・設備改修費の助成」が38.1%と最も多く、次いで「ふらっとサロン（お茶会・集いの場）」となっています。



※『聞いたことがある・知っている』=100%－「聞いたことがない・知っているサービスはない」－「無回答」
※複数回答

(3) 地震や災害等の緊急時について

**課題：要介護認定者の半数以上が避難場所・避難所を知らず、
また、一人で避難することが難しいと感じている**

①地震や災害等の緊急時の避難の可否

65歳以上及び要支援1・2の方

地震や災害等の緊急時の避難の可否について、「できる」が78.8%、「できない」が6.3%、「わからない」が12.6%となっています。

要介護認定者

地震や災害等の緊急時の避難の可否について、「できる」が12.8%、「できない」が66.1%、「わからない」が14.3%となっています。

②避難場所・避難所の認知度

65歳以上及び要支援1・2の方

災害のときの避難場所・避難所について、「知っている」が72.8%、「知らない」が25.0%となっています。

要介護認定者

災害のときの避難場所・避難所について、「知っている」が31.4%、「知らない」が61.7%となっています。

③災害時対策として充実してほしいこと

65歳以上及び要支援1・2の方

災害時対策として充実してほしいことは、「災害発生時の連絡」が55.4%と最も多く、次いで「医療面での配慮」が51.4%、「避難場所・避難所への誘導」が48.7%となっています。

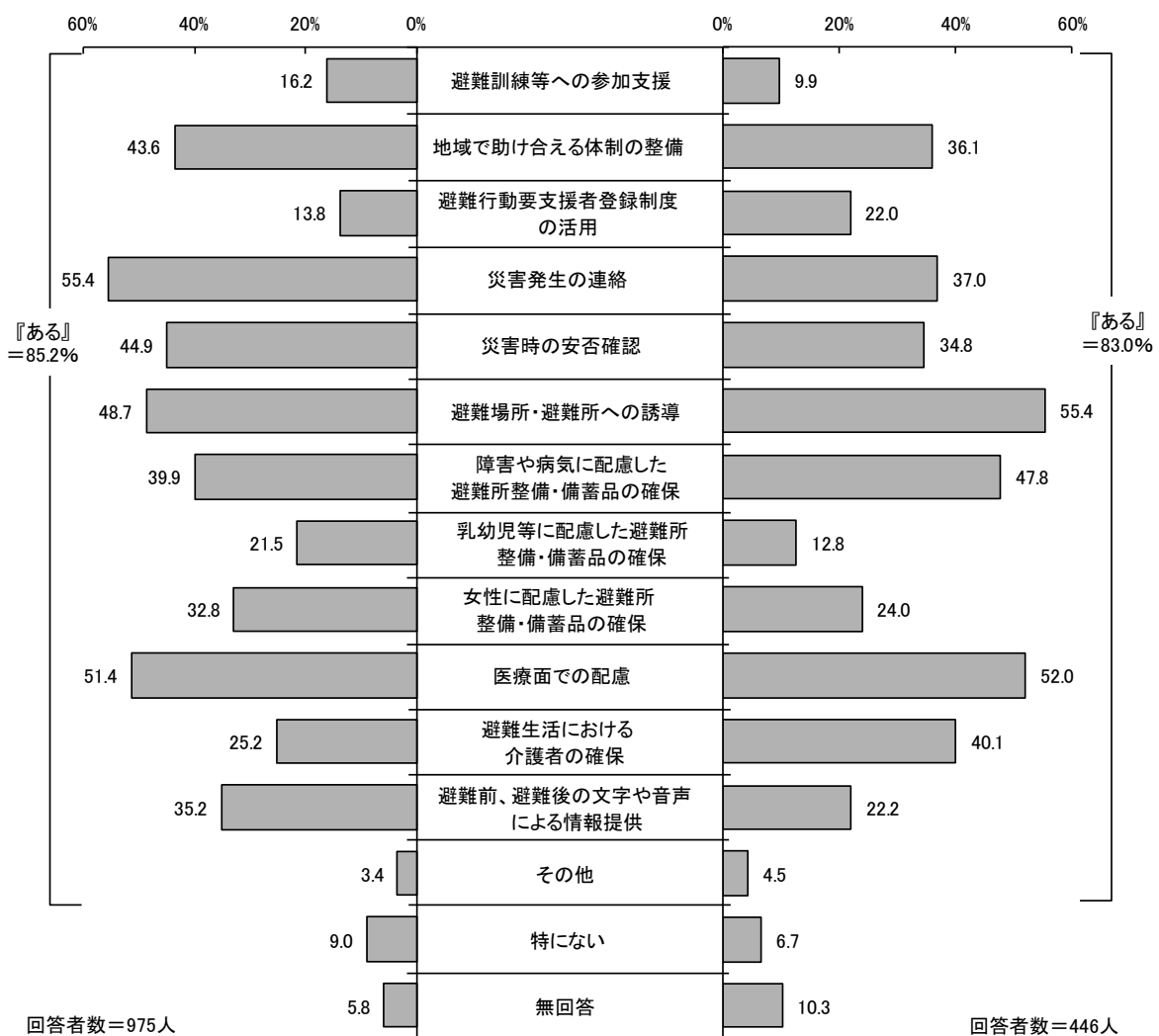
要介護認定者

災害時対策として充実してほしいことは、「避難場所・避難所への誘導」が55.4%と最も多く、次いで「医療面での配慮」が52.0%、「障害や病気に配慮した避難所整備・備蓄品の確保」が47.8%となっています。

災害時対策として充実してほしいこと

【65歳以上及び要支援1・2の方】

【要介護認定者】



※『ある』=100%－「特にない」－「無回答」
※複数回答

(4) 清瀬市の保健福祉について

課題：家族の介護負担の軽減を求める声が多い

①介護が必要な状態となった場合

65歳以上及び要支援1・2の方

介護が必要な状態となった場合、「介護保険等のサービスを利用しながら、自宅で生活する」が52.3%で最も多く、次いで「施設に入所する」が19.8%、「家族等に介護してもらい、自宅で生活する」が9.0%となっています。

②市に力を入れてほしい高齢者福祉施策

65歳以上及び要支援1・2の方

市に力を入れてほしい高齢者福祉施策について、「家族の介護負担の軽減」が51.1%で、次いで「寝たきり、要介護の高齢者に対する支援」が44.1%、「特別養護老人ホーム等の施設サービスの充実」が38.4%となっています。

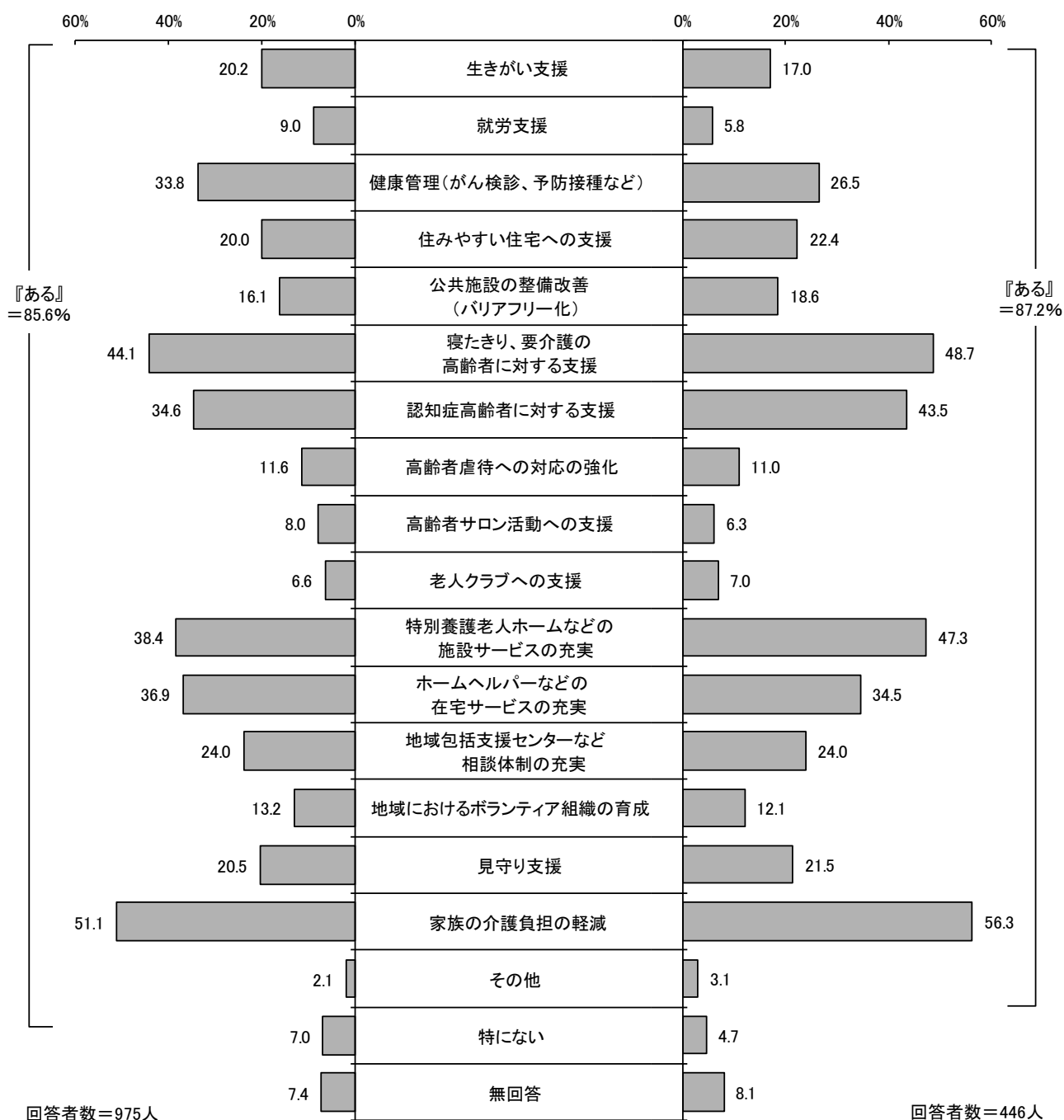
要介護認定者

市に力を入れてほしい高齢者福祉施策について、「家族の介護負担の軽減」が56.3%で、次いで「寝たきり、要介護の高齢者に対する支援」48.7%、「特別養護老人ホーム等の施設サービスの充実」が47.3%となっています。

力を入れてほしい高齢者福祉施策

【65歳以上及び要支援1・2の方】

【要介護認定者】



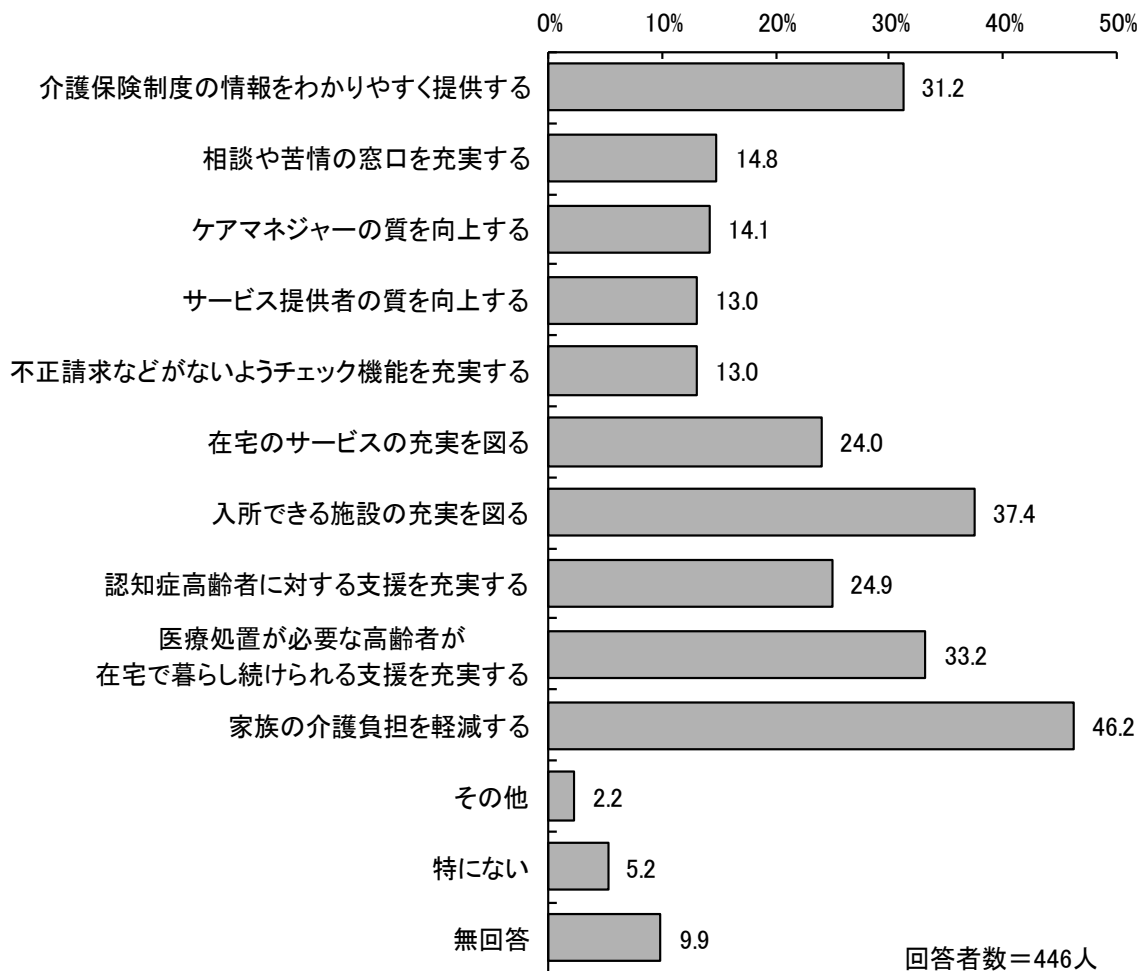
※『ある』=100%－「特にない」－「無回答」
 ※複数回答

③介護保険サービスに望むこと

要介護認定者

介護保険サービスに望むこととして、「家族の介護負担を軽減する」が46.2%で、次いで「入所できる施設の充実を図る」が37.4%、「医療処置が必要な高齢者が在宅で暮らし続けられる支援を充実する」が33.2%となっています。

介護保険サービスに望むこと



※複数回答

(5) 家族介護者の状況について【要介護認定者】

課題：働き方や時間などの調整を行いながら介護を続けている方が過半数いる

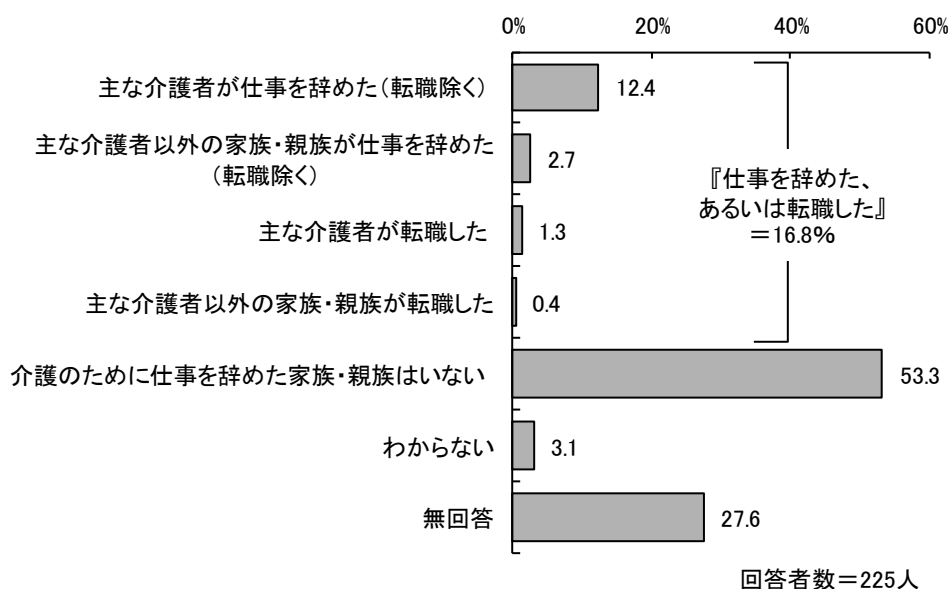
① 家族や親族からの介護

家族や親族からの介護の頻度は、「ほぼ毎日ある」が35.4%と最も多く、次いで「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」が5.6%、「週に1～2日ある」が5.2%、「週に3～4日ある」が4.3%となっています。

② 介護を主な理由とする過去1年間の離職状況

「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が12.4%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が2.7%、「主な介護者が転職した」が1.3%、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」が0.4%となっています。

介護を主な理由とする過去1年間の離職状況



※『仕事を辞めた、あるいは転職した』 = 100% - 「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」
- 「わからない」 - 「無回答」

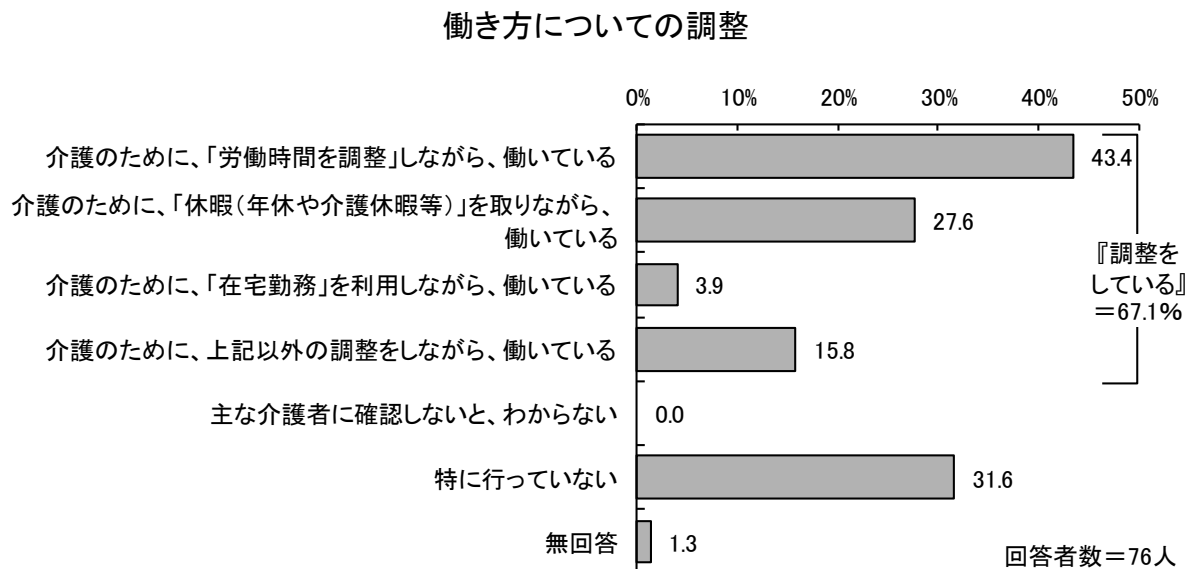
※複数回答

③主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態は、「フルタイムで働いている」が22.7%、「パートタイムで働いている」が11.1%となっています。

④働き方についての調整

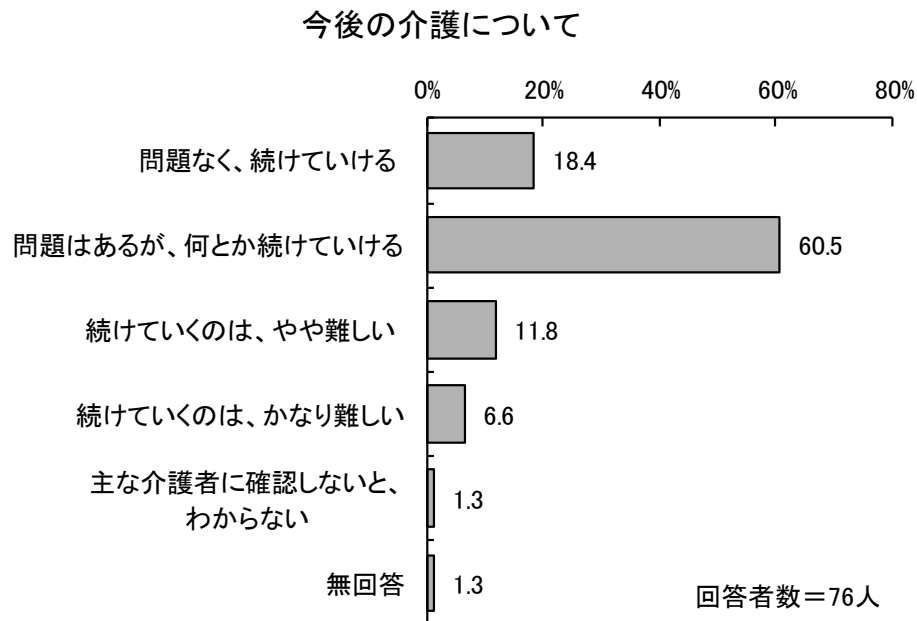
働き方について、「介護のために、労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら、働いている」が43.4%と最も多く、次いで「介護のために、休暇（年休や介護休暇等）を取りながら、働いている」が27.6%となっています。



※『調整をしている』=100%－「特に行っていない」－「無回答」
※複数回答

⑤今後の介護について

今後の介護については、「問題はあるが、何とか続けていける」が 60.5%、「問題なく、続けていける」が 18.4%となっています。
「続けていくのは、やや難しい」が 11.8%、「続けていくのは、かなり難しい」が 6.6%となっています。



(6) サービス提供事業者の状況について【事業者調査】

課題：「介護人材確保、定着に向けた取り組みの支援」を求める声が多い

①清瀬市においてサービス提供量が不足していると思うサービス

清瀬市において不足しているサービスは、「夜間対応型訪問介護」と「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が21.6%で最も多く、次いで「訪問介護」が16.2%、「介護老人保健施設」と「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」が10.8%となっています。

②介護予防・日常生活支援サービス提供の可能性・予定

「訪問型サービス（国基準相当）を提供したい（検討したい）」が29.7%と最も多く、次いで「通所型サービス（国基準相当）を提供したい（検討したい）」が27.0%、「訪問型サービス（緩和した基準）を提供したい（検討したい）」が18.9%、「通所型サービス（緩和した基準）を提供したい（検討したい）」と「生活支援サービスを提供したい（検討したい）」が8.1%となっています。

③事業者運営において課題となっていること

運営上の課題は、「利用者の開拓・確保」と「介護人材の確保」が48.6%と最も多く、次いで「困難ケースの対応」と「利益の確保」が29.7%、「職員研修、スキルアップ対応」が24.3%となっています。

④地域包括ケアシステムの構築を進めるための取り組み

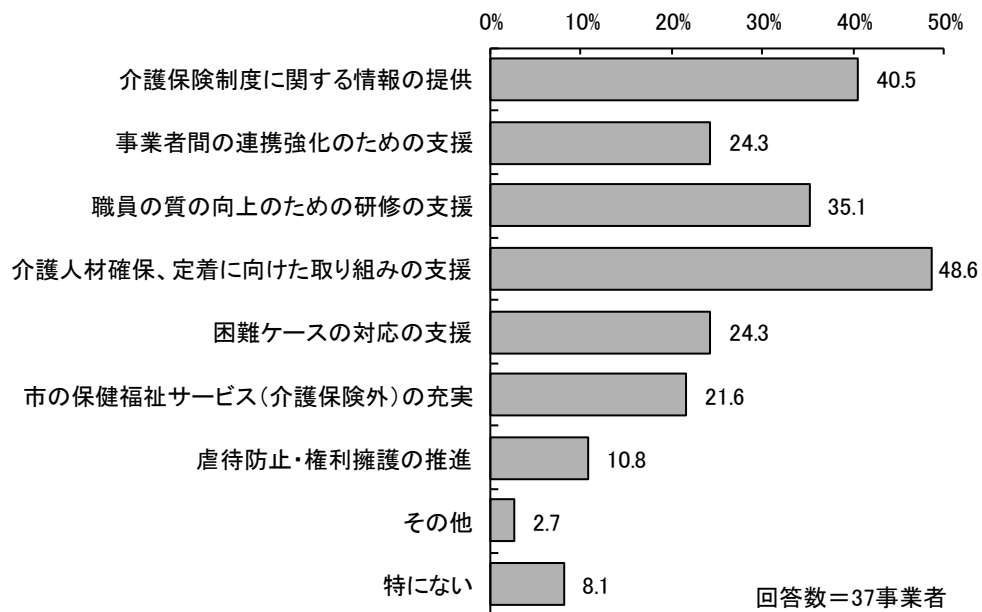
地域包括ケアシステムの構築を進めるために力を入れていくべきだと思うものとして、「地域包括ケアシステムに対する市民一人ひとりの理解の推進」が56.8%、「人材の確保」が54.1%、「認知症や介護保険制度等に関する人々の理解の推進」が51.4%となっています。

その中で、最も重要と思うものは、「人材の確保」が24.3%と最も多くなっています。

⑤介護サービス事業を展開する上で支援・充実してほしいこと

介護サービス事業を展開する上で支援・充実してほしいこととして、「介護人材確保、定着に向けた取り組みの支援」が48.6%で、次いで「介護保険制度に関する情報の提供」が40.5%、「職員の質の向上のための研修の支援」が35.1%となっています。

介護サービス事業を展開する上で支援・充実してほしいこと



※複数回答

4. 前期計画の実施状況と課題

清瀬市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画における各施策の取り組み状況を検証し、課題を整理しました。

(1) 一人ひとりがその人らしくいきいき暮らすために

高齢者の活動を支援するために老人クラブへの活動費助成、スポーツ活動や地域交流活動支援を目的に老人いきいきの家やゲートボール場を団体等へ提供しました。

培ってきた経験、知識、能力を活かした就業機会確保のためにシルバー人材センターを支援し、また、委託可能な業務について積極的に活用したことにより契約件数、契約額が増えてきました。

住み慣れた地域での行事に参加し、交流できるよう平成28年度からは敬老大会を地域分散型で行っています。老人クラブや各団体の演目を交え、盛況を得ており、地域住民の交流の場のひとつとして設定することができました。

		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度(見込)
シルバー人材センター	会員数	885人	885人	890人
	就業率	72.9%	74.5%	78.0%
老人クラブ	クラブ数	27クラブ	25クラブ	23クラブ
	会員数	1,181人	1,138人	1,024人
敬老大会	開催数	1回	10回	10回
	来場者数	800人	1,056人	1,352人
サロン	団体数	33団体	39団体	40団体

※敬老大会は、平成28年度より数日にわたって地域ごとでの開催に変わりました

【課題】

- 地域活動や交流の場に参加したい人への支援
- 高齢者のみの活動から、多世代の交流への転換

地域に出ていきたいがどうすればよいかわからず、活動についての情報を十分入手できない高齢者を、地域につなぐ支援体制の充実が課題となっています。

高齢者が集える場所として地域交流の場が充実してきましたが、これからは多世代の人が集える場への転換を推進し、地域包括ケアシステムを意識した地域づくりを構築していくことが必要です。

(2) いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らすために

高齢になっても元気に暮らしていけるよう、疾病の早期発見や早期治療に向けて特定健康診査や各種がん検診の受診を推奨し、健診結果に基づく保健指導等を行ってきました。要介護状態等にならないよう軽スポーツや体操教室の実施、生活機能の向上を目指した様々な介護予防事業を実施しました。

		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度(見込)
健康増進室事業	65歳以上 延べ人数	10,832人	11,808人	12,200人
よろず健康教室	回数	495回	492回	500回
	延べ人数	8,801人	8,839人	8,900人

【課題】

- 主体的に介護予防に取り組むことへの働きかけ
- 市民ニーズに応じた講座等の開催

様々な健康に関する事業を展開していますが、市民一人ひとりが元気なうちから健康づくりや介護予防に関心を持ち、主体的に介護予防に取り組むことが大切であり、市が積極的な働きかけをしていくことが必要です。

計画策定のためのアンケート調査からは、運動や体操への関心が高かったことから、市民のニーズに応じたプログラムづくりが必要です。

(3) 住み慣れた地域で安心して暮らすために

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために「地域包括ケアシステム」の考えに基づいて地域包括支援センターを中心に、関係機関が連携して地域を見守る取り組みを行ってきました。

認知症への理解を深める取り組みや地域資源を利用した見守り・支援体制の構築、認知症の方が安全に過ごせるような事業や介護者を支援する事業を関係機関が連携して地域を見守る取り組みを行ってきました。

住環境に配慮を要する高齢者に対しては、都営住宅シルバーピアの地元割り当てによる入居支援や生活協力員配置による生活相談環境を提供しました。経済上の理由により生活に困っている高齢者へ、借上げ住宅を低廉な使用料で貸し出しました。

安心・安全のまちづくりを推進するために、防災・防犯対策や高齢者を狙った犯罪に対する被害防止のための普及啓発を行いました。

		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度(見込)
地域包括支援 センター総合相談	相談件数	8,008件	8,072件	8,200件
認知症サポーター 養成講座	回数	29回	34回	35回
	参加者数	863人	963人	1,000人
認知症カフェ	延べ人数	80人	249人	240人
家族交流会「ゆりの会」	延べ人数	29人	91人	100人
避難行動要支援者登録	登録者数	3,293人	3,566人	3,650人
高齢者向け住宅	戸数	424戸	424戸	479戸

※高齢者向け住宅には養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が含まれます

【課題】

- 地域住民による支え合いの仕組み
- わかりやすい情報提供と相談体制
- 認知症の早期診断・早期対応
- 防災・防犯対策
- 高齢者の消費者被害

支援を要する方たちを、地域住民が主体となって支えていく仕組みづくりを構築することが課題です。市民や関係機関・団体等が連携し、誰もが我が事として地域に関心を持ち、市民が互いに知り合いつながらる機会、ともに支え合う仕組み

を広げ、地域における日常生活支援や見守り支援の充実を図る必要があります。

計画策定のためのアンケート調査からは、情報がわかりにくい、いつでも相談に対応してくれる窓口がほしい、サービスの利用手続きが複雑等の市民の意見が出され、わかりやすい情報提供や相談体制の更なる充実が課題となっています。

認知症は重症化する前に、相談機関や医療との連携による早期診断・早期対応ができる体制を整えることが課題です。

防災や防犯、消費者被害についてはこれまでもチラシや市報等による被害防止のための普及啓発を行ってきましたが、被害にあう高齢者が多く周知の方法に課題があります。

(4) 介護が必要となっても安心して暮らすために

一人ひとりの状況にあったきめ細やかなサービス提供が行われるよう相談体制を充実させるとともに、事業者に対する研修や指導等を実施しました。

平成 29 年 4 月には、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を地域支援事業に移行しました。

介護給付適正化への取り組みとして、第 6 期介護保険事業計画においてもケアプラン点検を実施しました。

【課題】

- 要支援・要介護認定者数の増加
- 認知症高齢者や医療ニーズの高い重度要介護認定者の増加
- 介護をしている家族等の就労継続

高齢者人口の増加とともに、認定者数及び給付費の更なる増大が見込まれます。

今後、更に増え続ける認知症高齢者や医療ニーズの高い重度の要介護認定者が地域で安心して暮らし続けるための地域密着型サービス等の整備、介護をしている家族等の就労継続に向けたサービスの整備、サービス提供事業者の人材不足解消に向けた取り組みが必要です。

5. 課題のまとめ

第2章における「3. アンケート調査の結果及び課題」及び「4. 前期計画の実施状況と課題」を踏まえ、課題解決のために取り組む施策をまとめています。

課題のまとめ

アンケートから見えた課題	本計画における施策 50頁参照	
	基本目標	施策目標
・健康づくりや介護予防には関心を持つ方が多いが、総合事業については認知度が低い	3 4	(2) 介護予防の充実 (1) 介護保険サービス基盤の充実
・成年後見制度への認知度は半数以上だが、権利擁護について対応する他制度や機関を知らない方が多い	1 1 1	(3) 認知症施策の推進 (5) 権利擁護の推進 (7) 安心安全のまちづくり
・要介護認定者の半数以上が避難場所・避難所を知らない ・一人で避難するのが難しいと感じている	1	(7) 安心安全のまちづくり
・家族の介護負担の軽減を求める声が多い	1 1 4	(3) 認知症施策の推進 (4) 家族介護者への支援 (1) 介護保険サービス基盤の充実
・働き方や時間などの調整を行いながら介護を続けている方が過半数いる	1 4 4	(4) 家族介護者への支援 (1) 介護保険サービス基盤の充実 (3) 介護保険事業の円滑な推進
・「介護人材確保、定着に向けた取り組みの支援」を求める声が多い	4 4 4	(1) 介護保険サービス基盤の充実 (3) 介護保険事業の円滑な推進 (4) 介護人材の確保・定着支援

前期計画から見えた課題	本計画における施策 50頁参照	
	基本目標	施策目標
・地域活動や交流の場に参加したいが、どうすればよいかわからない	2 2 2	(1) 地域交流の場の充実 (2) 高齢者の支援活動 (3) 技能や経験を発揮できる環境づくり
・高齢者のみの活動から、多世代の交流への転換	2 3	(1) 地域交流の場の充実 (3) 支え合いの活動支援

前期計画から見えた課題	本計画における施策 50 頁参照	
	基本目標	施策目標
・主体的に介護予防に取り組むことへの働きかけ	2	(4) 生涯学習環境の充実
	3	(1) 健康づくり支援の充実
	3	(2) 介護予防の充実
	3	(4) 運動できる環境の推進
・市民ニーズに応じた講座等の開催	2	(4) 生涯学習環境の充実
	3	(1) 健康づくり支援の充実
	3	(2) 介護予防の充実
・地域住民による支え合いの仕組み	1	(1) 生活支援サービスの充実
	2	(3) 技能や経験を発揮できる環境づくり
	3	(3) 支え合いの活動支援
・わかりやすい情報提供と相談体制	1	(2) 医療・介護の連携
	1	(4) 家族介護者への支援
	1	(5) 権利擁護の推進
	1	(7) 安心安全のまちづくり
	3	(2) 介護予防の充実
・認知症の早期診断・早期対応	1	(2) 医療・介護の連携
	1	(3) 認知症施策の推進
・防災・防犯対策 ・高齢者の消費者被害	1	(1) 生活支援サービスの充実
	1	(5) 権利擁護の推進
	1	(7) 安心安全のまちづくり
・要支援・要介護認定者数の増加	3	(1) 健康づくり支援の充実
	3	(2) 介護予防の充実
	3	(3) 支え合いの活動支援
	3	(4) 運動できる環境の推進
・認知症高齢者や医療ニーズの高い重度要介護認定者の増加	1	(2) 医療・介護の連携
	1	(3) 認知症施策の推進
	4	(1) 介護保険サービス基盤の充実
・介護をしている家族等の就労継続	1	(4) 家族介護者への支援
	4	(3) 介護保険事業の円滑な推進

第3章

基本理念・基本目標 及び施策の体系

本計画の基本理念や基本目標、施策の体系など基本的事項を
定めます。

1. 基本理念

基本理念

**高齢者が住み慣れた地域で
尊厳あるその人らしい生活を送れるよう
健康でいきいきと暮らしていけるまち**

清瀬市では、「第4次清瀬市長期総合計画」（平成28～37（2016～2025）年度）を策定し、「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」をスローガンに高齢者施策として、地域で支え合い、高齢者がいきいきと安心して暮らせる地域社会の構築を目指しています。

これまでの、「清瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、「高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう、健康でいきいきと暮らしていけるまち」を基本理念として高齢者保健福祉に関する施策事業を展開してきました。

本計画においても、本市の高齢者を取り巻く課題や前期計画との継続性等を踏まえ、基本理念を引き続き上記のとおり定め、高齢者保健福祉・介護保険事業の推進を図ります。また、事業の推進にあたっては、誰もが地域で安心・安全に暮らせる地域共生社会の実現を目指していきます。



2. 基本目標

基本目標

1 住み慣れた地域で安心して暮らす

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談体制の充実を図るとともに、医療・介護の連携、地域住民や関係機関・団体等の協働による生活支援や見守り、権利擁護、安心・安全のまちづくりを推進します。

2 一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす

誰もが生きがいを持ち、地域社会の中で人とつながりながら、自分らしくいきいきと暮らせるよう、地域交流の場の充実、活動支援、技能や経験を発揮できる環境づくり、生涯学習環境の充実を図ります。

3 いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす

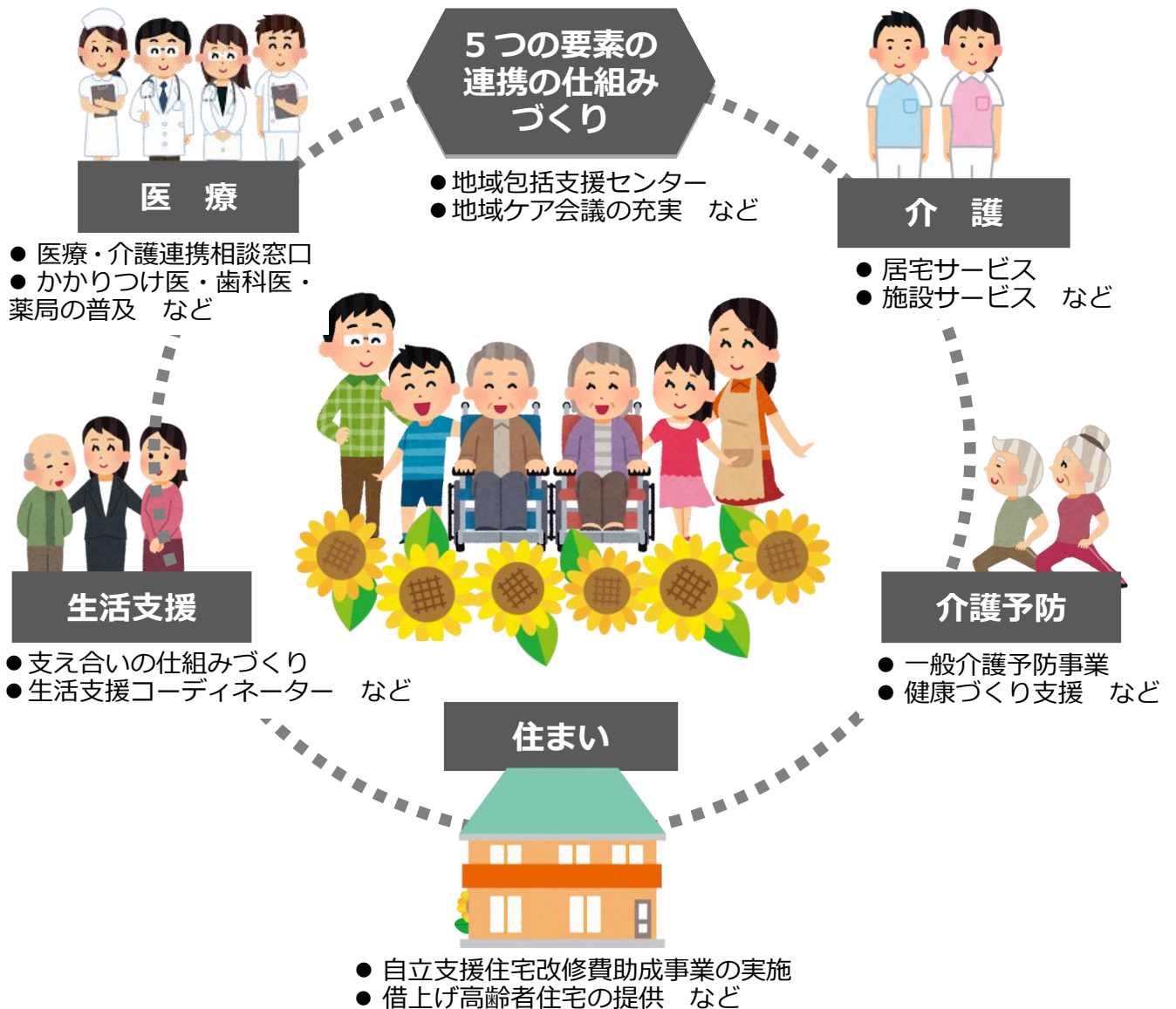
いつまでも元気に、健康な生活を送るために、健康づくり支援や介護予防事業の充実、運動できる環境の推進に取り組みます。

4 介護が必要となっても安心して暮らす

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護サービス基盤の充実を図るとともに、介護人材の確保、家族介護者の離職防止等に取り組みます。

本計画では、アンケート調査や第6期計画から見えた課題等を踏まえた上で、「住み慣れた地域で安心して暮らす」、「一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす」、「いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす」、「介護が必要となっても安心して暮らす」の4つを基本目標として掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた地域づくりに取り組みます。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた地域づくり



3. 施策の体系

本計画では、4つの基本目標（48頁）を施策の大項目とし、関連する施策目標を中項目として位置づけます。

基本理念			
高齢者が住み慣れた地域で、 尊厳あるその人らしい生活を送れるよう 健康でいきいきと暮らしていけるまち			
地域包括ケアシステム 5つの要素	基本目標 (大項目)	施策目標 (中項目)	
医療 介護 介護予防 生活支援	1. 住み慣れた地域で安心して暮らす	(1) 生活支援サービスの充実 (2) 医療・介護の連携 (3) 認知症施策の推進 (4) 家族介護者への支援 (5) 権利擁護の推進 (6) 高齢者向け住宅等の推進 (7) 安心安全のまちづくり	高齢者保健福祉計画 第4章
	2. 一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす	(1) 地域交流の場の充実 (2) 高齢者の活動支援 (3) 技能や経験を発揮できる環境づくり (4) 生涯学習環境の充実	
	3. いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす	(1) 健康づくり支援の充実 (2) 介護予防の充実 (3) 支え合いの活動支援 (4) 運動できる環境の推進	
住まい	4. 介護が必要となっても安心して暮らす	(1) 介護保険サービス基盤の充実 (2) 介護保険料の設定 (3) 介護保険事業を円滑に推進するための施策 (4) 介護人材の確保・定着支援	第7期介護保険事業計画 第5章

第4章

高齢者保健福祉計画

本計画で設定した基本目標を達成するために取り組む具体的な事項を記載します。

1. 住み慣れた地域で安心して暮らす

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉のまちづくりを推進します。関係機関が連携することで途切れることなく、適宜・適切なサービスを受けられるように支援体制を充実させるとともに、地域全体で協力して支え合える地域づくりを目指します。

(1) 生活支援サービスの充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えていく中で、日常生活に不安を抱える高齢者は増えていきます。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、見守りや安否確認、生活上の負担を軽減するサービスを提供します。また、高齢者自身が介護予防への参加や生活支援の担い手となることで、健康を保ちながら地域で生活し続ける支え合いの仕組みづくりを充実させます。

展開していく施策等

- 生活支援コーディネーター、第2層生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体の活動推進
- 自立支援日常生活用具給付事業の実施
- 住民主体型訪問型サービス及び通所型サービスの立ち上げ支援
- 緊急通報システム事業の実施
- 火災安全システム事業の実施
- 寝具乾燥事業の実施
- おむつ給付事業の実施



(2) 医療・介護の連携

在宅で療養を必要とする市民が安心して生活できる体制を整備するため、医療・介護連携推進協議会で、医療・介護の提供体制や進め方を協議しながら、連携を図っていきます。特に、医療職と介護職が相互の専門性や役割を学ぶ医療・介護の地域リーダー研修を実施し、人材育成を図ります。また、休日や夜間のフォロー体制の検討、対応が困難な症状の相談窓口の充実、ICT等を活用した効率的な情報共有の仕組みについて整備を進めていきます。

市民が在宅で療養生活を送れるように、地域資源について知ることができるための医療・介護一覧の作成やフォーラムを開催し、情報提供を行います。

計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
医療・介護の 地域リーダー研修(人材育成)	修了者数	160人	220人	280人

展開していく施策等
<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療の充実 ●かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及 ●在宅医療・介護連携の推進(研修会、連携ツールの活用) ●市民向け研修会等の開催 ●医療・介護連携相談窓口の充実 ●市内3大学との連携推進



(3) 認知症施策の推進

認知症の方やその介護者にやさしい地域を目指し、認知症の人の意思が尊重され、住みなれた地域のよい環境の中で暮らし続けることができるよう、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の7つの柱にそって施策を総合的に推進していきます。認知症は誰もが発症する可能性があり、地域全体で支えていく基盤として、認知症への理解を深めるための普及・啓発に引き続き取り組みます。また、医療・介護等のネットワークを強化し、早期診断・早期対応の体制を整備していきます。

認知症の人や家族のニーズ把握に努め、交流・活動の機会の確保や介護者支援を充実していきます。

計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
学校教育における 認知症サポーター養成講座	実施校	小学校 全校 中学校 2校	小学校 全校 中学校 3校	小学校 全校 中学校 全校
認知症サポーター ステップアップ講座	延べ人数	120人	240人	360人
認知症初期集中支援チーム	訪問件数	12件	24件	36件

展開していく施策等
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症への理解を深めるための普及・啓発 (認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座等の開催、災害時支援ガイドの普及) ● 認知症の状態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 (認知症初期集中支援チーム活動の充実、きよせ認知症ガイドブック(認知症ケアパス)の充実) ● 若年性認知症施策の強化 (相談体制及び特性に配慮した支援の充実) ● 認知症の方の介護者への支援 (家族介護者の交流会・認知症カフェの充実、徘徊探索サービスの実施、サービス整備、家族介護教室等の開催) ● 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり (行方不明等高齢者対策の充実、交通事故防止対策の推進、権利擁護支援の充実)

(4) 家族介護者への支援

家族介護者の負担軽減のため、関係機関と協働し支援を図っていきます。職能団体との連携により介護技術の普及を進めるとともに、「我が事・丸ごと」として地域社会全体で家族を支援できるよう普及啓発していきます。

展開していく施策等

- 職能団体との連携で行う家族介護者教室の創設
- ケアマネット清瀬の開催
- シニアしっとく講座の開催
- 緊急時ショートステイの整備
- 認知症家族会ゆりの会・認知症カフェの開催
- 多様な方法による相談対応を検討
- 緊急事務管理体制の整備（日常生活自立支援事業の補完）
- 介護慰労金の支給



(5) 権利擁護の推進

地域包括支援センターを中心に、きよせ権利擁護センターや消費生活センター、警察署等との連携により、高齢者虐待や振り込め詐欺等の高齢者被害を防ぎ、高齢者の権利擁護などを総合的に推進していきます。

成年後見制度等の普及啓発・利用の促進を図るとともに、日常生活自立支援事業等の制度充実と、市民成年後見人の活用に向けた仕組みづくりに社会福祉協議会と連携して取り組んでいきます。

計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
権利擁護の普及啓発 講演会等の開催	延べ人数	60人	80人	100人

展開していく施策等

- 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発促進
- 緊急事務管理体制の整備（日常生活自立支援事業の補完）（再掲）
- 消費者被害に関する相談受付、被害防止のための情報発信
- 消費者生活相談体制の充実
- 地域ケア会議の開催
- 緊急時ショートステイの整備（再掲）
- 高齢者虐待防止を目的とした講演会・普及啓発活動
- 高齢者虐待などの相談・対応



(6) 高齢者向け住宅施策等の推進

高齢者が自宅で安心して暮らしていけるよう、高齢者向け住宅の整備や住宅のバリアフリー化への助成を行っていきます。高齢者向け住宅では国の定める住生活基本計画や都の住宅マスタープランの目標値との整合性も図りつつ、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を図ります。また、住宅のバリアフリー化では介護が必要となる前に段差解消や手すりなどの設置を行うことで、自宅内での事故による重症化を予防し、できる限り元気に過ごせるよう事業の周知を図り、バリアフリー住宅を推進していきます。

計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
高齢者向け住宅	戸数	510戸	540戸	570戸

※高齢者向け住宅には養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が含まれます

展開していく施策等

- 自立支援住宅改修費助成事業の実施
- 借上げ高齢者住宅の提供
- 都営住宅地元割り当ての提供
- シルバーピアへの生活協力員配置

ことばの解説

サービス付き高齢者向け住宅とは

サービス付き高齢者向け住宅とは高齢者の居住の安定確保に関する法律により整備されている主に民間事業者が行っている高齢者住宅です。

居室の広さや設備、バリアフリーであること等に条件があり、ケアの専門家が少なくとも日中は建物に常駐し、安否確認・生活相談サービスが受けられ、高齢者が安心して暮らすことができる住宅です。



(7) 安心安全のまちづくり

地震や台風・大雨といった災害への備えや一人暮らしの高齢者等の安心のため、市民、関係機関・団体等と連携した、安否確認や災害時の避難支援等の協力体制の構築を推進していきます。

高齢者が安心して暮らせるよう、日常的な見守りや、必要な情報を正確に把握できるような仕組みを考え、様々な施策等の周知に努めていきます。また、地域共生社会実現の観点から、分野を超えた相談体制を図り、普及啓発を進めます。

事故や犯罪に巻き込まれる高齢者も多いため、交通安全や消費者被害に関する情報提供及び啓発活動を推進します。

近くに買い物ができる場所がなかったり、出かけるのに不便のある高齢者が安心して暮らしていけるよう、移送サービス団体への助成や買い物対策としての移動販売などの整備を検討していきます。

計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
避難行動要支援者登録者	登録者数	3,700 人	3,800 人	3,900 人

展開していく施策等	
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者登録制度 ● 救急情報シート配付事業 ● 緊急通報システム事業の実施（再掲） ● 出前講座や出張相談の実施 ● 高齢者等の見守り活動に関する協定 ● 清瀬市高齢者ふれあいネットワーク事業 ● 交通安全に関する教室や講習の実施 ● 消費者被害に関する相談受付、被害防止のための情報発信（再掲） ● 災害時における福祉避難所の利用に関する協定 ● 福祉避難所連絡会の開催 ● 地域団体等による見守り活動支援 ● 自動通話録音機の貸与 ● 移送・配食サービス実施団体への助成等 ● 災害時支援ガイドの普及 	

2. 一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす

障害や介護の必要の有無にかかわらず、一人ひとりがいきいきと生活していけるよう、知識や経験を活かした社会参加の促進、様々な活動や地域交流の場の充実に努めます。

(1) 地域交流の場の充実

屋内・屋外を問わず、地域に出ていけるような施策を推進し、地域での見守りの元で生きがいを持って過ごせる取り組みを進めます。市民団体やNPOが実施するサロン活動を促進するため、場所の提供や運営支援を行います。

計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
敬老大会	来場者数	1,400人	1,450人	1,480人

展開していく施策等

- 敬老大会等の開催
- 多世代が交流できる老人いこいの家の有効活用
- サロン活動の運営支援
- サロンマップ等を活用した交流の場の周知（サロンマップ作成）
- 市内3大学との連携推進（再掲）
- 市内一斉清掃への参加促進

地域の取り組みの紹介

サロン活動とは

サロン活動には様々な形がありますがどの活動でも多世代の方が自由に集い、趣味活動や雑談、食事やおしゃべり等を通じて交流のできる場です。

主に地域住民により開催され、市内でもたくさんの団体が活動しています。



(2) 高齢者の活動支援

高齢者が主体となっている団体等への支援を継続して行い、また、老人クラブには介護予防・地域支援総合事業の担い手となっていただくよう活動のあり方を見直し、支え合いの活動を推進していきます。

計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
老人クラブ	クラブ数 会員数	23 クラブ 1,050 人	23 クラブ 1,070 人	23 クラブ 1,100 人

展開していく施策等				
<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センター運営費補助事業 ●老人クラブ活動への支援（健康づくり、友愛活動、社会奉仕活動等） ●介護予防活動団体育成事業の充実、団体の活動支援 				

(3) 技能や経験を発揮できる環境づくり

高齢となってもこれまでの経験や能力を活かして社会参加ができるよう、就労や地域での活動の場の充実を図ります。また、介護サポーターについて、これまで行われてきた施設分野での活動に加えて、今後は在宅分野も含めた活動を目指します。

計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
シルバー人材センター	会員数 就業率	900 人 80.0%	920 人 82.0%	950 人 83.0%
きよせ介護サポーター	登録者数	200 人	205 人	210 人

展開していく施策等				
<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターの積極的な周知及び活用 ●介護サポーター事業の充実 ●ボランティアセンターの活用 ●様々なボランティア活動の広報 				

(4) 生涯学習環境の充実

学習意欲のある高齢者の希望に応えるような学習メニューの充実を図るとともに、講座等の情報を発信していきます。介護保険に関心のある高齢者も多いことから出前講座等で高齢者施策や介護保険制度について説明していきます。

展開していく施策等

- シニアカレッジの開催
- 生涯学習メニューの情報発信
- 出前講座による介護保険、福祉サービスの市民説明の実施



3. いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす

市民が、健幸（健康と幸福の二つの意味が込められた言葉）に生活し続けられるように、健康づくりや介護予防の取り組みを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

介護予防は運動のみではなく、社会参加と一体的に行うことが効果的であるとされており、市民が社会的な役割や生きがいを持って活動に参加し、お互いの支え合いの中で介護予防が進むような仕組みづくりを進めます。

(1) 健康づくり支援の充実

高齢者が自ら健康づくりに関心を持って実践できるように、生活習慣病予防についての情報提供や健康づくりに関する知識の普及啓発に努め、健康づくりを実践する機会と場を提供します。

疾病の早期発見・早期治療等に向けて、各種健康診査やがん検診を推進し、健診結果に基づく保健指導を実施します。

疾病の重症化予防のための予防接種を実施します。

計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
健康増進室の運営	65歳以上延べ人数	12,400人	12,600人	13,000人

展開していく施策等

- 健康大学の講演会等の実施
- 各種健康教室・健康相談の実施
(生活習慣病予防、骨粗しょう症予防、自殺予防等)
- 健康増進室の運営(トレーニング、ストレッチ体操)
- 保健師等による地域健康づくり支援
- 健康づくり推進員による地域健康づくり支援
- 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、特定保健指導の実施
- 結核健診、各種がん検診、成人歯科健診の実施
- 高齢者インフルエンザワクチン接種費用の一部助成
- 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種の実施

(2) 介護予防の充実

健康づくり活動等を行いたい市民が、主体的に取り組むことができるように、活動の中心となる人材や活動場所・運営費等の支援を実施します。

介護予防については市民の関心の高い身体機能の維持・向上や認知症予防等の要素を意識しながらも、重要性が高いにもかかわらず見落とすことも多い栄養や口腔ケア等の知識を普及啓発していきます。更に、事業終了後も地域で活動性を維持できる通いの場や生きがい・役割を持てるような居場所づくりの創設等に取り組んでいきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の周知を推進するとともに、地域の実情に応じた多様なサービスの拡充や、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの質の向上を図っていきます。

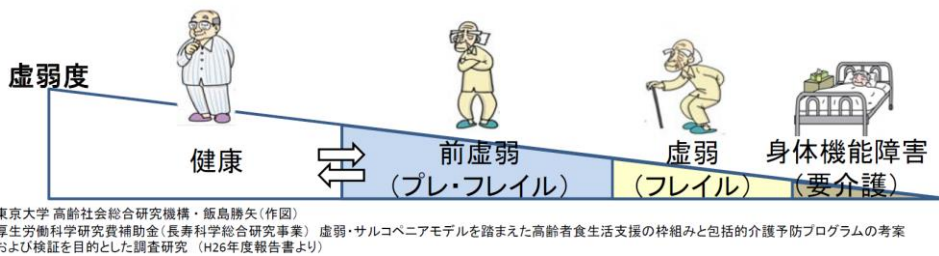
計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
短期集中予防通所サービスC	延べ人数	120人	180人	250人
よろず健康教室	回数 延べ人数	500回 8,900人	500回 8,900人	520回 9,300人

展開していく施策等
<ul style="list-style-type: none"> ●老人クラブ健康づくり活動支援 ●よろず健康教室の実施（軽体操、ストレッチ） ●介護予防活動団体育成事業の充実、団体の活動支援（再掲） ●一般介護予防事業の実施（脳トレ元気塾、脳力アップ塾、お喜楽貯筋クラブ、フレイル、オーラル・フレイル予防事業等） ●出前講座や出張相談等の実施による総合事業の普及啓発 ●介護予防ケアマネジメントの質の向上 ●総合事業の多様なサービスの拡充・充実（住民主体型通所サービスB、短期集中予防通所サービスC等）

フレイル、オーラル・フレイルとは

年をとって心身の活力（筋力や認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をフレイルといいます。フレイルは虚弱を意味する英語 Frailty を語源としてつくられた言葉で、多くの方が健康な状態からこのフレイルの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられています。

「オーラル・フレイル」は、口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含み、身体の衰え（フレイル）の1つです。



(3) 支え合いの活動支援

介護サービスの利用者が増加するため人材が不足し、サービスを利用したくても利用できない可能性が指摘されています。市では、介護度が高い方に対する専門職による介護サービスの提供を維持するため、介護予防・日常生活支援総合事業や住民相互の支え合いの活動（生活支援サービス）を実施し、軽度者の生活支援サービスの確保に取り組めます。

市民がサービスの担い手として楽しみながら社会参加し、活動をとおして介護予防ができる仕組みづくりを進めていきます。

平成 30（2018）年度からは、第 2 層の生活支援協議体を設置するほか、つどいの場や活動拠点の整備を進めていきます。

計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
サロン（つどいの場）	団体数	40	42	45

展開していく施策等

- 生活支援コーディネーター、第 2 層生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体の活動推進（再掲）
- ボランティアの育成
- サロン活動の運営支援（再掲）

支え合うきよせ委員会 (生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体)

生活支援・介護予防サービスを担う事業主体や生活支援コーディネーターが連携を図り、地域の支え合い体制づくりを推進できるように取り組んでいます。市民の皆さんへの取り組みの浸透を図るため、協議体の愛称を公募し、「支え合うきよせ委員会」としました。

また、市民向けフォーラム「みんなで創ろう ささえあえる街 きよせ」を開催し、地域のために何ができるのかワークショップ等を行いました。



(4) 運動できる環境の提供

健康維持や体力づくりに日常的に取り組めるような環境を提供し、継続した活動ができるよう支援を行います。

展開していく施策等

- 貸し出し公共施設、公園、老人いこいの家等の活用
- よろず健康教室による軽スポーツや体操の実施
- 老人クラブによるスポーツ大会や健康ウォーキング等の実施
- その他各種スポーツ事業の実施



第5章

第7期介護保険事業計画

～介護が必要となっても安心して暮らす～

第7期の介護保険事業に係るサービス量見込み、地域密着型サービス整備計画、介護保険料の算出、計画を円滑に推進するための取り組み等を記載します。

1. 介護保険サービス基盤の充実

(1) 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

①第1号被保険者数

第1号被保険者数は、平成30～32（2018～2020）年度は2万1千人台となることが見込まれます。

第1号被保険者数

	第7期計画			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
第1号被保険者数（人）	21,081	21,135	21,139	20,865
65～74歳（人）	9,533	9,328	9,268	7,792
75歳以上（人）	11,548	11,807	11,871	13,073

※平成30～32.37（2018～2020.2025）年度見込み

②要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は、平成30（2018）年度より4千人台に達し、その後も増加が見込まれます。

要支援・要介護認定者数及び認定率

	第7期計画			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
要支援・要介護認定者数（人）	4,169	4,333	4,527	5,290
要支援1（人）	697	725	752	828
要支援2（人）	524	539	566	656
要介護1（人）	1,006	1,071	1,136	1,256
要介護2（人）	546	524	501	581
要介護3（人）	476	476	488	586
要介護4（人）	542	631	726	919
要介護5（人）	378	367	358	464
要支援・要介護認定率	19.8%	20.5%	21.4%	25.4%

※平成30～32.37（2018～2020.2025）年度見込み

※要支援・要介護認定率＝65歳以上の要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数

※要支援・要介護認定者数は、第1号被保険者のみ

(2) 日常生活圏域と地域包括支援センター

①日常生活圏域

本市では、市内全域を1圏域として日常生活圏域を設定し、サービス提供やケア体制の整備を図ってきました。

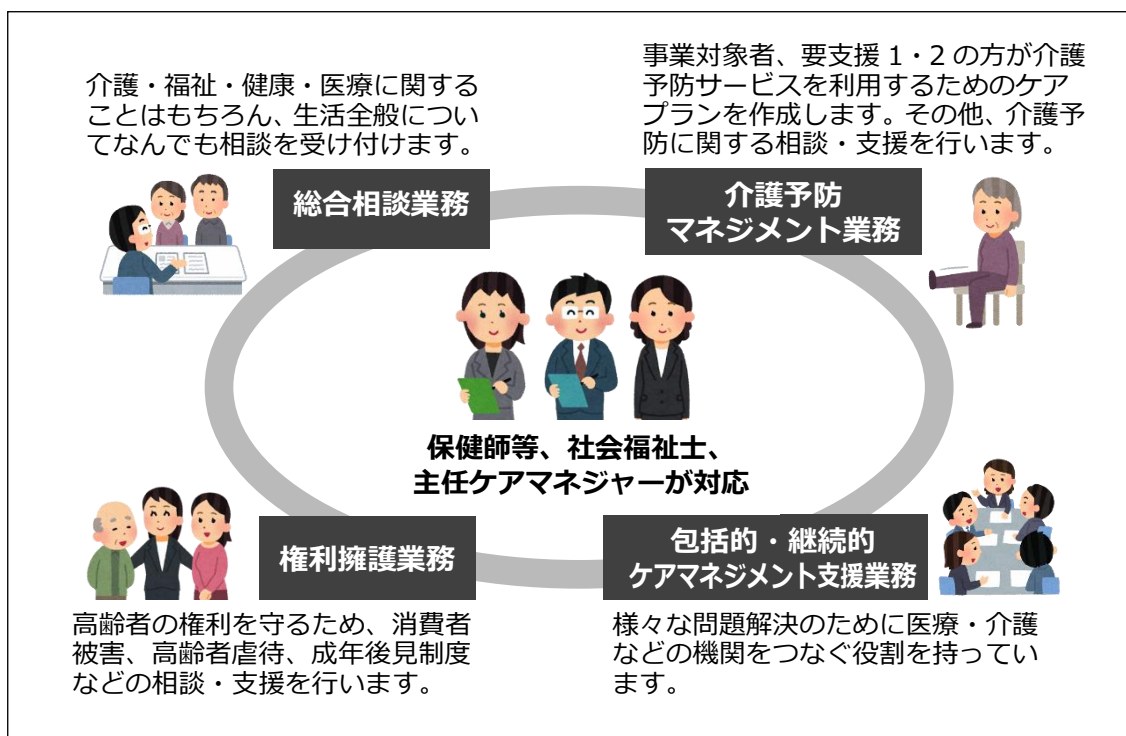
これは、本市の特徴としての市域の狭さ、サービス提供事業所の活動状況、地域包括支援センター等の関係機関の連携体制、広域医療・福祉施設の分布状況、保険料への影響をもとに、効果的な圏域像について総合的に勘案し、設定されたものです。

第7期計画期間（平成30～32（2018～2020）年度）においても、引き続き市内全域を1圏域として、サービス提供やケア体制の整備・充実を図ります。

②地域包括支援センター

地域包括支援センターは保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーのチームアプローチにより、地域のネットワーク構築等を行う中核機関で、総合相談、介護予防マネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の役割を担うほか、高齢者が抱える問題を解決するための「地域ケア会議」を推進します。これにより、高齢者が地域でその人らしく安心して暮らすことのできる地域を作ります。

地域包括支援センターの4つの役割



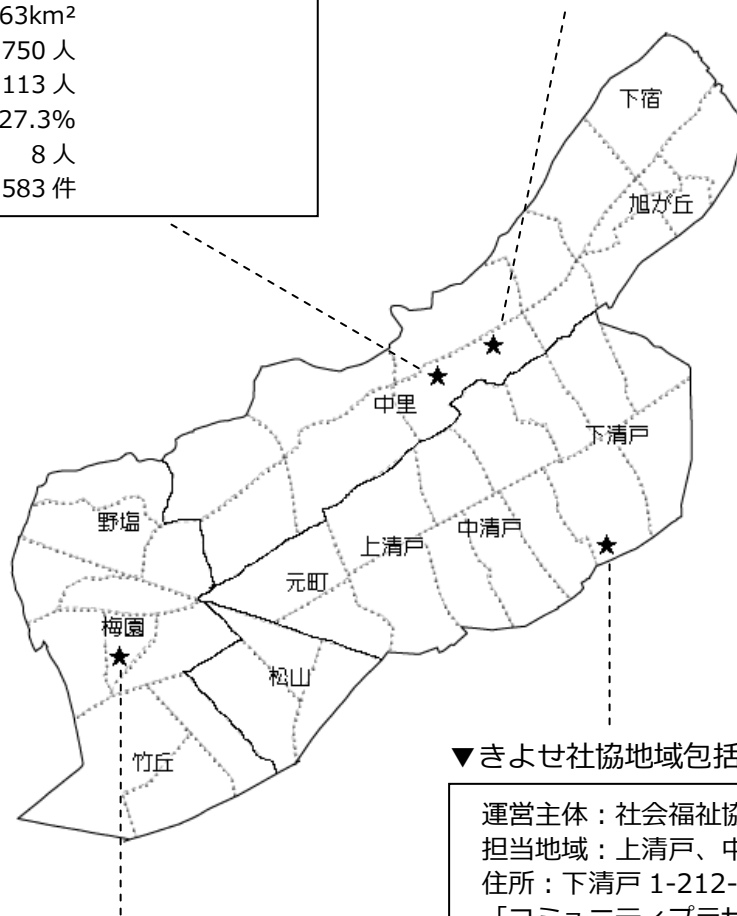
本市では4か所が設置されています。

▼きよせ清雅地域包括支援センター

運営主体	社会福祉法人
担当地域	中里、下宿、旭が丘
住所	中里 5-91-2 TEL: 495-1370
	特別養護老人ホーム「清雅苑」の1階
面積	3.46km ²
人口	21,983人
高齢者人口	6,702人
高齢化率	30.5%
職員体制	5人
相談件数	1,531件

▼清瀬市地域包括支援センター

運営主体	清瀬市直営【基幹型】
担当地域	松山
住所	中里 5-842 TEL: 497-2082
	市役所に隣接する「健康センター」の1階
面積	0.63km ²
人口	7,750人
高齢者人口	2,113人
高齢化率	27.3%
職員体制	8人
相談件数	1,583件



▼きよせ社協地域包括支援センター

運営主体	社会福祉協議会
担当地域	上清戸、中清戸、下清戸、元町
住所	下清戸 1-212-4 TEL: 495-5516
	「コミュニティプラザひまわり」の2階
面積	3.59km ²
人口	22,896人
高齢者人口	5,741人
高齢化率	25.1%
職員体制	4人
相談件数	1,532件

▼きよせ信愛地域包括支援センター

運営主体	社会福祉法人
担当地域	竹丘、梅園、野塩
住所	梅園 2-3-15 TEL: 492-1850
	特別養護老人ホーム「信愛の園」の1階
面積	2.55km ²
人口	22,196人
高齢者人口	6,229人
高齢化率	28.1%
職員体制	6人
相談件数	3,426件

※人口・高齢者人口及び高齢化率は、住民基本台帳
(平成29年10月1日現在)

※職員体制・相談件数は、平成28年度実績

(3) 居宅サービス

居宅サービスとは自宅で介護を受ける人を対象としたサービスで、ケアマネジャーが心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類・内容等の計画（ケアプラン）をたて、それを基にサービスを提供します。一人ひとり状況に応じたサービスが利用できるよう、本人・家族への支援を行うとともに、事業所等との連携を充実させます。

①介護予防サービス

要支援1及び2と認定され、今後も状態を維持・改善できる可能性が高い方を対象に、「自分でできることはできる限り自分で行う」ことを基本としたサービス提供を図ります。

介護予防サービス量

		第6期実績			第7期計画			H37年度 2025年度
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護予防訪問介護	(人)	332	347	79	-	-	-	-
介護予防訪問入浴介護	(回)	0	0	0	0	0	0	0
	(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	(回)	290	358	375	441	458	469	513
	(人)	52	68	73	86	89	91	99
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	38	66	136	78	104	130	234
	(人)	4	6	9	6	8	10	18
介護予防居宅療養管理指導	(人)	39	53	70	92	101	109	112
介護予防通所介護	(人)	224	270	4	-	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション	(人)	60	85	104	116	131	148	171
介護予防短期入所生活介護	(日)	29	27	21	20	27	27	41
	(人)	5	3	3	3	4	4	6
介護予防短期入所療養介護	(日)	1	0	0	7	7	7	7
	(人)	1	0	0	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	(人)	19	21	30	30	32	35	46
介護予防福祉用具貸与	(人)	222	271	318	359	421	456	629
特定介護予防福祉用具購入費	(人)	7	8	7	9	9	11	11
介護予防住宅改修費	(人)	7	6	7	10	12	14	16
介護予防支援	(人)	622	703	488	517	540	572	626

※1 か月あたり

※平成27・28年度は実績、平成29年度は見込み

※平成30～32.37(2018～2020.2025)年度は計画値

※介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成29年度より、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました

②介護サービス

要介護 1～5 と認定された方を対象に、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及び家族の希望を踏まえ、健康上や生活上の課題等の解決に向けたサービス提供を図ります。

介護サービス量

		第 6 期実績			第 7 期計画			H37年度 2025年度
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
訪問介護	(回)	8,868	9,438	14,169	14,604	15,111	15,915	18,261
	(人)	759	812	716	742	743	749	780
訪問入浴介護	(回)	253	236	187	202	206	211	215
	(人)	52	48	40	43	44	45	46
訪問看護	(回)	2,675	2,587	2,839	2,931	3,192	3,451	4,027
	(人)	371	387	424	448	485	522	608
訪問リハビリテーション	(回)	414	519	716	591	630	667	904
	(人)	40	53	60	52	55	58	79
居宅療養管理指導	(人)	545	572	631	724	818	900	943
通所介護	(回)	7,552	6,083	6,599	6,841	7,506	8,023	8,541
	(人)	762	635	690	710	781	832	884
通所リハビリテーション	(回)	1,347	1,319	1,346	1,521	1,613	1,680	1,830
	(人)	210	204	200	228	240	250	272
短期入所生活介護	(日)	1,631	1,703	1,634	1,686	1,731	1,784	2,058
	(人)	163	181	200	185	190	196	227
短期入所療養介護	(日)	113	123	181	137	143	152	180
	(人)	17	17	24	17	18	19	23
特定施設入居者生活介護	(人)	127	133	149	161	178	201	280
福祉用具貸与	(人)	928	984	1,020	1,060	1,111	1,187	1,250
特定福祉用具購入費	(人)	21	23	21	22	23	24	25
住宅改修費	(人)	13	16	18	19	24	21	24
居宅介護支援	(人)	1,489	1,548	1,593	1,627	1,709	1,790	1,904

※1 か月あたり

※平成 27・28 年度は実績、平成 29 年度は見込み

※平成 30～32. 37 (2018～2020. 2025) 年度は計画値

(4) 施設サービス

要介護 1～5の方が利用できるサービスです。施設の種類によって提供されるサービスの内容が異なります。

一人ひとりの状況や目的に応じた利用ができるよう、本人・家族への支援を行います。また、施設を退所し在宅に戻る際、居宅サービスが円滑に提供できるよう、体制の整備を図ります。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅で介護を受けることが難しい方が対象の施設です。食事・入浴等日常生活の介護や健康管理を受けられます。

なお、介護保険制度の改正により、平成 27 年度から介護老人福祉施設の新規入所者は、原則、要介護 3～5 に限定されました（特列入所を除く）。

平成 28 年 4 月 1 日時点での待機者数は 233 人となっています。

②介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的管理のもとでの介護や看護、リハビリテーションを受けられます。

③介護療養型医療施設・介護医療院

介護療養型医療施設は、急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方の施設です。介護体制が整った医療施設（病院）で医療や看護等を受けられます。

介護保険法の改正により、介護療養型医療施設は平成 35(2023)年度末までに廃止し、「介護医療院」が創設されることになりました。

「介護医療院」は、日常的な医学管理が必要な重介護者を受け入れ、看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設との機能を兼ね備えた新しい介護保険施設です。

④介護保険施設の整備計画

第7期介護保険事業計画には介護保険施設の整備を予定していませんが、今後施設の状況や職員の研修等サービスの質を高める施策について検討・実施していきます。

介護保険施設の整備計画

施設区分		H29年度総数	第7期計画期間 H30～32年度 (2018～2020年度)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	7	7
	定員数(人)	534	534
介護老人保健施設	施設数	3	3
	定員数(人)	265	265
介護療養型医療施設	施設数	3	3
	定員数(人)	143	119
介護医療院	施設数	0	(3)
	定員数(人)	0	(24)

※介護老人福祉施設の数値には、市内5施設のほかに、市外の2施設のベッド確保分を含む
 ※市内5か所の介護老人福祉施設待機者数は、平成28年4月1日現在233人(都報告数値)

介護保険施設のサービス量

		第6期実績			第7期計画			H37年度 2025年度
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	(人)	375	383	401	416	428	445	502
介護老人保健施設	(人)	158	154	165	172	185	200	206
介護療養型医療施設	(人)	62	60	59	56	56	32	-
介護医療院	(人)	-	-	-	0	0	24	60

※1か月あたり

※平成27～28年度は実績、平成29年度は見込み

※平成30～32.37(2018～2020.2025)年度は計画値

(5) 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、認知症高齢者や中重度の要介護高齢者が在宅で 365 日 24 時間安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、身近な市町村の生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスです。

清瀬市が事業者の指定・指導及び監督を行うもので、原則として清瀬市の被保険者のみが利用できます。地域に開かれた事業運営となるよう、運営推進会議等で活動状況や運営上の課題等を共有し、サービスの質の向上に取り組みます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。今期計画期間中、新たに 1 か所の整備を見込みます。

② 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護が受けられる訪問介護、緊急時等、利用者の求めに応じて随時対応の訪問介護が受けられます。

③ 認知症対応型通所介護

認知症の方を対象とした専門的なサービスを提供する定員 12 人の小規模な通所介護です。少人数のグループで、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかなケアを提供することで、利用者の心身機能の維持回復だけでなく、家族等の介護負担軽減等を目的とします。現在、市内に 2 か所の施設があります。

④ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の容態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、在宅での生活の持続性を支援する登録定員 25～29 人のサービスです。今期計画期間中、新たに 1 か所の整備を見込みます。

⑤認知症対応型共同生活介護

認知症の診断がある要支援・要介護者が5～9人程度で共同生活を行い、入浴、排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練等を受けるサービスです。現在、市内に5か所あります（定員81人）。今期計画期間中、新たに1か所（2ユニット）の整備を見込みます。

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホーム、ケアハウス等です。入浴、食事等の介護やその他日常生活上の世話、機能訓練等のサービスが受けられます。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の29人以下の小規模施設です。食事、入浴等日常生活の介護や健康管理を受けられます。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住宅型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。登録定員は25～29人です。現在、市内に1か所あります。

⑨地域密着型通所介護

定員18人以下のデイサービスセンター等において、食事、入浴等日常生活上の世話及び機能訓練が受けられます。

⑩地域密着型サービス別の整備計画

第7期介護保険事業計画では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」について整備を見込んでいます。また、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の整備を検討します。

なお、「地域密着型通所介護」は、新規指定申請にあたり、保険者との協議を必要とします。

地域密着型サービスの整備計画

施設区分		H29年度総数	第7期計画期間 H30～32年度 (2018～2020年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数	0	1
認知症対応型通所介護	事業所数	2	2
小規模多機能型居宅介護	事業所数	0	1
	定員数(人)	0	29
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	事業所数 (ユニット数)	5	6
	定員数(人)	81	99
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設数	0	1
	定員数(人)	0	29
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	1	1
	定員数(人)	25	29
地域密着型通所介護	事業所数	13	16

地域密着型サービスのサービス量

		第6期実績			第7期計画			H37年度 2025年度
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(人)	0	1	0	0	29	43	81
認知症対応型通所介護	(回)	364	330	218	182	183	183	183
	(人)	38	36	22	18	18	18	18
小規模多機能型居宅介護	(人)	1	0	0	0	17	29	29
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	(人)	75	80	82	82	96	100	100
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(人)	0	0	0	0	0	14	29
看護小規模多機能型居宅介護	(人)	21	20	18	28	28	28	28
地域密着型通所介護	(回)	-	2,365	2,330	2,483	2,641	2,852	3,221
	(人)	-	253	245	258	273	292	330

※1 か月あたり

※平成 27～28 年度は実績、平成 29 年度は見込み

※平成 30～32. 37 (2018～2020. 2025) 年度は計画値

(6) 地域支援事業

地域支援事業は、総合事業、包括的支援事業、任意事業で構成され、被保険者が要介護・要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

市では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成 29 年 4 月から開始（一斉移行）しました。

①総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

介護予防は運動機能向上訓練のみではなく、社会参加と一体的に行うことが効果的であるとされています。市民が社会的な役割や生きがいを持って活動に参加し、お互いの支え合いの中で介護予防が進むよう住民等の多様な主体による多様なサービスを充足し、総合事業を推進します。

■訪問型サービス及び通所型サービス

従来の介護予防相当、基準緩和型、住民主体型、短期集中予防等のサービス類型があります。第 7 期介護保険事業計画では不足している、または未整備のサービスの創設・充実に取り組んでいきます。

■介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し自立した日常生活を送るための目標設定を行い、その達成に向けて生活の中に介護予防を取り入れたケアマネジメントを行います。効果的な実施に向けて、地域包括支援センター及び委託を受けた居宅介護支援事業所の質の向上を目的とした研修、ケアプラン点検等に取り組んでいきます。

介護予防・生活支援サービスのサービス量

		第 6 期実績			第 7 期計画			H37年度 2025年度
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
訪問型サービス	(人)	－	－	361	389	423	463	514
通所型サービス	(人)	－	－	288	300	347	361	410
介護予防ケアマネジメント	(人)	－	－	319	354	386	409	454

※1 か月あたり

※平成 29 年度は見込み

※平成 30～32. 37（2018～2020. 2025）年度は計画値

②総合事業（一般介護予防事業）

市の財源で行う事業や地域の互助、民間サービス等が役割分担しながら、参加者や住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、自立支援への取り組みを実施し、介護や支援が必要になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築することで、介護予防を推進するものです。

■介護予防把握事業

様々な方法により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を早期に把握し、介護予防活動へつなげるものです。地域包括支援センターの総合相談や高齢者アウトリーチ事業、医療機関との連携等による効果的かつ効率的な情報収集に努めます。

■介護予防普及啓発事業

介護予防パンフレットの配布や講演会の開催等、普及啓発を行うものです。より効果的な介護予防の知識や取り組みについて情報発信していきます。

■地域介護予防活動支援事業

介護予防を目的とした住民主体の通いの場等の活動支援を目的としています。ボランティア等の人材育成や地域活動組織の育成・支援、介護サポーター事業の充実等に取り組みます。

■一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じて、総合事業全体を評価し、事業全体の改善を目的とするものです。

■地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、リハビリテーションの専門職等が、地域包括支援センターと連携し、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等の取り組みを総合的に支援するものです。職能団体との連携を強化し、住民や介護職員等への介護予防に関する技術的助言、ケアマネジメント支援等に取り組んでいきます。

③包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

■第1号介護予防支援事業

介護予防ケアマネジメントを実施するものです。（①総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を参照）

■総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域におけるネットワークを構築するとともに、心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関や制度につなげます。介護サービス事業者、医療機関、民生・児童委員、ボランティア等関係者とのネットワーク構築や高齢者アウトリーチ事業等による実態把握、総合相談支援（情報提供や専門的・継続的な関与、緊急対応等）の充実を図っていきます。

■権利擁護業務

地域住民、民生・児童委員、ケアマネジャー等の支援だけでは解決できない、困難な状況にある高齢者が、尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、権利擁護のための支援を行うものです。日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用、虐待等で保護が必要な場合の老人福祉施設等への入所措置、高齢者虐待対応、困難事例への対応、消費者被害防止への取り組み等の充実を図っていきます。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、関係機関等の連携、在宅と施設の連携、多職種協働により、高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援していくものです。医療や介護の関係機関の連携体制の強化やケアマネジャーの情報交換の場や研修の充実、ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談対応、支援困難事例への助言等の支援の充実を図っていきます。

④包括的支援事業（社会保障充実分）

■在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護を一体的に提供するために関係機関の連携を推進することを目的としています。医療・介護マップの配布、医療・介護連携推進協議会による

取り組み（多職種協働研修等）の充実、情報共有ツールの活用、在宅療養相談窓口の充実等に取り組みます。

■生活支援体制整備事業

NPO法人、企業、ボランティア、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の促進を一体的に図っていくことを目的としています。生活支援コーディネーターや支え合うきよせ委員会（協議体）による体制整備を進めていきます。

■認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期にかかわる初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としています。認知症疾患医療センターや認知症サポート医と連携し、認知症支援ネットワーク構築を推進します。

・認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的としています。認知症地域支援推進員の配置を増やし、きよせ認知症ガイドブック（認知症ケアパス）、若年性認知症を含めた相談支援や関係機関との連携体制、家族介護者支援等の充実を図っていきます。

■地域ケア会議推進事業

個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組むことで地域づくりや政策形成を行い、多様な関係者の協働により、高齢者の生活を地域全体で支援していくことを目的としています。個別ケースの検討の積み重ねから着実に地域の共通課題を共有し、課題解決に向けた新たな資源開発や施策化に取り組んでいきます。

■清瀬市認定ヘルパー養成研修

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（基準緩和型）で働く従業者、地域の高齢者の支え手を増やすことを目的に、市内大学と連携を図り、認定

ヘルパー養成研修を実施します。

計画における目標値		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
認定ヘルパー養成研修	受講者数	20人	25人	30人

⑤任意事業

住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者・介護者等に対する支援を行うことを目的としています。

■介護給付費適正化事業

効果的・効率的な介護給付を推進するために、介護給付費通知の発送等の給付適正化事業を実施します。

■家族介護支援事業

介護方法の指導、介護者の支援のために必要な事業を実施するものです。

・介護教室の開催

適切な介護知識・技術や認知症への対応方法、外部サービスの適切な利用方法の習得等を目的とした教室開催に取り組んでいきます。

・認知症高齢者見守り事業

認知症に関する広報・啓発活動、行方不明等高齢者を早期発見できる仕組みづくり、地域におけるボランティア等による見守り等を推進していきます。

(1. 住み慣れた地域で安心して暮らす (3) 認知症施策の推進を参照)

・家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的として事業を実施するものです。家族介護者の交流会の充実や家族介護慰労金の支給等を行っていきます。

■ その他の事業

介護保険事業の安定化、自立した日常生活支援に必要な事業を実施するものです。

・ 成年後見制度利用支援事業

市長申立等に係る低所得者の成年後見制度の申し立て経費や成年後見人等の報酬助成を行うものです。

・ 認知症サポーター等養成事業

地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成するものです。

(1. 住み慣れた地域で安心して暮らす (3) 認知症施策の推進を参照)



2. 介護保険料の設定

(1) 介護サービス給付費の見込み

平成 30～32 (2018～2020) 年度までの 3 年間における給付費については、介護報酬改定及び地域区分の見直し等を基に見込みました。

①介護報酬の改正

「介護離職ゼロ」を目指すために事業所の経営安定化や人材確保の観点から、+0.54%の改正が行われました。

②地域区分の見直し

本市の地域区分は、第 6 期計画期間では 5 級地 (上乗せ割合 10%) となっていました。この度の見直しで 2 級地 (上乗せ 16%) が示されましたが、激変緩和の観点から経過措置がとられ、第 7 期計画期間中は 4 級地 (上乗せ割合 12%) に見直されることになりました。

地域区分

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
介護地域区分 (第 7 期)	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%

③サービス別給付費の実績と見込み

介護予防サービス給付費(予防給付)実績・見込み

(単位：千円)

	第6期実績			第7期計画			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	67,362	69,723	15,931	-	-	-	-
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	16,807	21,056	23,199	25,606	26,602	27,259	29,885
介護予防訪問リハビリテーション	1,292	2,317	2,200	2,743	3,657	4,568	8,228
介護予防居宅療養管理指導	4,645	6,643	10,028	13,185	14,492	15,655	16,113
介護予防通所介護	73,697	86,472	7,700	-	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション	22,545	30,489	38,022	42,794	48,645	54,968	64,194
介護予防短期入所生活介護	2,134	1,872	1,660	1,584	1,985	1,985	3,041
介護予防短期入所療養介護	54	0	0	699	699	699	699
介護予防特定施設入居者生活介護	15,575	16,422	22,662	27,701	29,561	32,598	43,025
介護予防福祉用具貸与	19,086	23,058	27,169	30,479	35,722	38,675	53,699
特定介護予防福祉用具購入費	2,228	1,847	1,793	2,287	2,287	2,796	2,796
介護予防住宅改修費	6,015	5,127	8,416	10,145	12,227	14,310	16,258
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	156	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	947	947
(3) 介護予防支援							
計(Ⅰ)	267,261	305,369	186,984	187,651	207,673	228,140	275,745

※平成27～28年度は年間実績、平成29年度は年間見込み

※平成30～32.37(2018～2020.2025)年度は計画値

介護サービス給付費(介護給付)実績・見込み

(単位：千円)

	第 6 期実績			第 7 期計画			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
(1) 居宅サービス							
訪問介護	462,424	477,508	492,072	511,595	530,299	559,644	644,177
訪問入浴介護	36,311	34,225	30,793	30,595	31,177	31,857	32,537
訪問看護	172,901	169,822	179,000	192,644	210,171	227,317	265,392
訪問リハビリテーション	14,542	18,413	19,580	21,438	22,836	24,183	32,800
居宅療養管理指導	83,269	88,162	96,910	111,780	126,249	138,300	145,080
通所介護	707,236	578,432	624,731	655,674	721,901	773,247	827,436
通所リハビリテーション	140,171	136,853	155,417	167,320	179,439	188,454	208,107
短期入所生活介護	164,261	170,361	171,619	174,219	179,052	184,514	212,891
短期入所療養介護	13,737	14,900	16,455	16,757	17,545	18,607	22,214
特定施設入居者生活介護	290,835	305,924	349,902	386,649	425,456	479,483	674,895
福祉用具貸与	160,579	167,548	174,454	179,302	187,862	200,899	212,054
特定福祉用具購入費	6,881	7,332	6,648	6,887	7,204	7,560	7,917
住宅改修費	10,203	14,312	16,458	17,374	21,730	19,147	21,947
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1,069	0	0	64,333	95,444	171,892
認知症対応型通所介護	44,075	38,333	27,297	23,441	23,522	23,545	23,014
小規模多機能型居宅介護	2,005	0	0	0	48,585	74,931	74,931
認知症対応型共同生活介護	226,408	233,756	247,860	254,248	297,405	310,742	310,742
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	44,495	92,326
看護小規模多機能型居宅介護	55,184	54,916	67,689	87,817	92,030	92,030	92,030
地域密着型通所介護	-	205,683	223,290	242,886	260,291	283,008	315,247
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	1,121,397	1,112,367	1,171,120	1,231,757	1,265,700	1,317,134	1,490,601
介護老人保健施設	491,836	476,669	515,546	534,713	577,135	624,258	643,296
介護療養型医療施設	256,523	243,999	235,484	229,566	229,669	126,583	-
介護医療院	-	-	-	0	0	99,939	239,043
(4) 居宅介護支援	252,384	261,583	265,957	274,496	288,181	302,433	322,496
計 (Ⅱ)	4,713,162	4,812,167	5,088,282	5,351,158	5,807,772	6,247,754	7,083,065
合計 (Ⅰ+Ⅱ)	4,980,423	5,117,536	5,275,266	5,538,809	6,015,445	6,475,894	7,358,810

※平成 27～28 年度は年間実績、平成 29 年度は年間見込み

※平成 30～32.37 (2018～2020.2025) 年度は計画値

④標準給付費及び地域支援事業費の見込み

標準給付費とは、総給付費（予防給付・介護給付）に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び算定対象審査支払手数料を加算したものになります。

また、地域支援事業費については、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の合計額になります。

標準給付費の実績・見込み

(単位：千円)

	第6期実績			第7期計画			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
総給付費	4,980,423	5,117,536	5,232,529	5,535,112	6,085,850	6,633,888	7,539,362
特定入所者介護サービス費等給付額	189,121	182,965	177,523	179,118	186,120	195,320	217,257
高額介護サービス費等給付額	108,292	122,495	122,762	148,041	157,800	166,200	203,929
高額医療合算サービス費等給付額	13,870	10,516	17,552	21,432	23,000	25,600	27,800
算定対象審査支払手数料	6,042	6,512	6,339	6,847	7,380	7,794	9,540
標準給付費見込額	5,297,748	5,440,014	5,564,812	5,890,549	6,460,150	7,028,802	7,997,888

※平成27～28年度は年間実績、平成29年度は年間見込み

※平成30～32.37(2018～2020.2025)年度は計画値

※平成31～32.37(2019～2020.2025)年度は消費税率等の見直しを勘案した影響額を含む

地域支援事業費の実績・見込み

(単位：千円)

	第6期実績			第7期計画			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護予防・生活支援サービス事業費	-	-	160,791	170,745	182,801	205,405	241,414
一般介護予防事業費	60,851	58,344	56,469	50,495	58,710	60,700	66,800
包括的支援事業・任意事業費	99,603	106,822	119,027	138,411	152,000	166,000	200,900
合計	160,454	165,166	336,287	359,651	393,511	432,105	509,114

※介護予防・生活支援サービス事業は平成29年度4月1日より実施

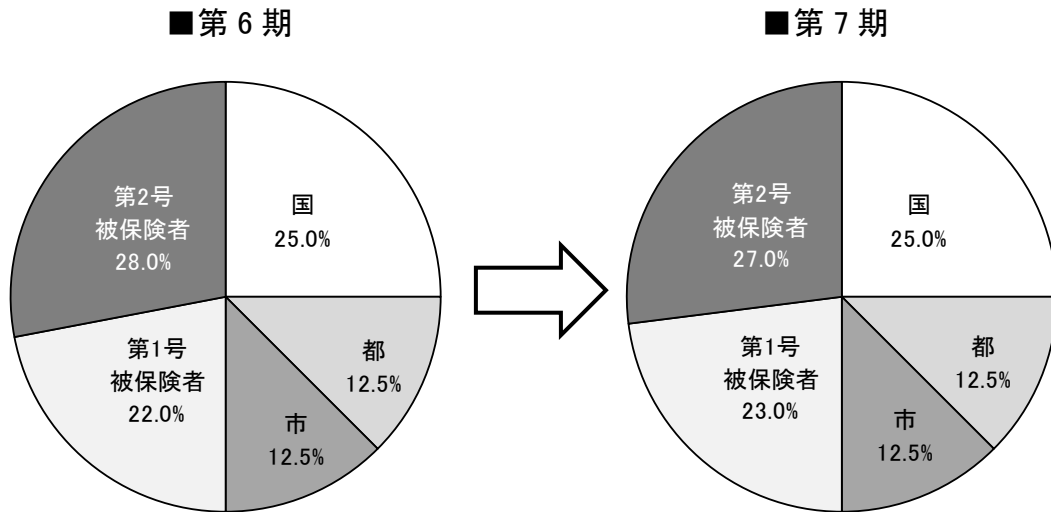
※平成27～28年度は年間実績、平成29年度は年間見込み

※平成30～32.37(2018～2020.2025)年度は計画値

⑤介護保険事業費の負担

介護保険事業費（標準給付費・地域支援事業費）は、公費負担が50%、保険料負担が50%と決まっていますが、保険料負担のうち第1号被保険者の負担率が第7期は、23%となります。

介護保険事業費の負担



第1号被保険者の負担割合の推移

第1期 H12～14年度	第2期 H15～17年度	第3期 H18～20年度	第4期 H21～23年度	第5期 H24～26年度	第6期 H27～29年度	第7期 H30～32年度 (2018～2020年度)
17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%

(2) 介護保険料の設定

①保険料所得段階等の見直し

介護給付費の増加に伴う保険料の大幅な上昇を抑え、本人の所得や世帯の課税状況等負担能力に応じた保険料率に見直しを図りました。

②第1号被保険者の介護保険料の算出

第1号被保険者が保険料として負担する金額は、3年間の介護保険サービスにかかる介護保険事業費に基づき、算出します。

第1号被保険者の保険料(基準額)の算出方法

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{月額保険料}} \\ \text{(基準額)} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \boxed{\text{介護保険事業費}} \\ \text{3年間の標準給付費} + \text{3年間の地域支援事業費} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{負担割合} \\ 23\% \end{array}}{\text{3年間の第1号被保険者数}} \div 12 \text{ か月}$$

※他に、収納率及び、段階別の基準額に対する割合等が関係します。

③第7期所得段階別の保険料

所得段階別保険料

所得段階	保険料率	対象となる方	年額保険料	
第1段階	基準額×0.40	生活保護を受給している方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	27,900円	
第2段階	基準額×0.62	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	43,300円	
第3段階	基準額×0.73	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	51,000円	
第4段階	基準額×0.84	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	58,700円	
第5段階	基準額	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない方	69,900円	
第6段階	基準額×1.13	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	79,000円
第7段階	基準額×1.28		120万円以上 200万円未満の方	89,500円
第8段階	基準額×1.42		200万円以上 300万円未満の方	99,300円
第9段階	基準額×1.55		300万円以上 400万円未満の方	108,400円
第10段階	基準額×1.70		400万円以上 500万円未満の方	118,900円
第11段階	基準額×1.80		500万円以上 600万円未満の方	125,900円
第12段階	基準額×1.96		600万円以上 700万円未満の方	137,000円
第13段階	基準額×2.08		700万円以上 800万円未満の方	145,400円
第14段階	基準額×2.24		800万円以上 900万円未満の方	156,600円
第15段階	基準額×2.37		900万円以上 1,000万円未満の方	165,700円
第16段階	基準額×2.56		1,000万円以上 2,000万円未満の方	179,000円
第17段階	基準額×2.73		2,000万円以上 3,000万円未満の方	190,900円
第18段階	基準額×2.90		3,000万円以上の方	202,800円

④第7期における第1号被保険者の介護保険料〈保険料基準額〉

第7期の保険給付費等をまかなうための第1号被保険者の保険料基準額（第5段階）は、以下のとおりです。

月額 5,829円

保険料額の推移(基準額での比較)

期間等	第1期 H12～14 年度	第2期 H15～17 年度	第3期 H18～20 年度	第4期 H21～23 年度	第5期 H24～26 年度	第6期 H27～29 年度	第7期 H30～32年度 (2018～2020年度)	H37年度 2025年度
基準月額	3,155円	3,408円	3,990円	3,990円	4,862円	5,686円	5,829円	8,131円
所得段階	5段階	5段階	7段階	10段階※1	13段階※1	18段階	18段階	18段階※2
引上率	—	8.0%	17.1%	0.0%	22.0%	16.9%	2.5%	39.5%※2

※1 特例段階が含まれ、第4期は実質11段階、第5期は実質15段階

※2 第7期と同様の基準額に対する割合及び段階で設定

⑤低所得者・高額負担への配慮

低所得者への負担軽減対策として、清瀬市独自の介護保険料の減免や国・都制度の生計困難者を対象とした介護保険サービス利用料の負担軽減を実施しています。

今後も各種広報を通じて一層の定着と利用促進を図ります。

■保険料の減免

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が清瀬市の定める基準に該当する方について、保険料を減免します。

■サービス利用料の負担軽減

・特定入所者介護サービス費

施設サービス、短期入所サービスの居住費（滞在費）や食費は、利用する方の自己負担となりますが、所得の低い方の施設利用が困難とならないように、所得に応じて自己負担の一部を軽減します。

- ・ **高額介護サービス費**

同じ月に利用したサービスの1割または2割の利用者負担の合計が高額になり、自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を軽減します。

- ・ **高額医療・高額介護合算制度**

各医療保険における世帯内で、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を軽減します。

- ・ **生計困難者に対する利用者負担額軽減制度**

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が清瀬市の定める基準に該当する方について、介護費や居住費（滞在費）、食費の一部負担の一部を軽減します。

3. 介護保険事業を円滑に推進するための施策

(1) 自立支援、重度化防止の取り組み

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要支援・要介護状態となることの予防、要支援・要介護状態の軽減、悪化防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、被保険者の自立支援、重度化防止に向けて、高齢者保健福祉計画とあわせて下記の取り組みを進めます。

①介護予防や重度化防止に関する普及啓発

地域住民、ケアマネジャー、地域包括支援センター、介護サービス事業者等に対して、介護保険の理念や、保険者として取り組むべき基本方針等を周知します。また、介護予防・重度化防止に関する普及啓発に取り組みます。

②介護予防の通いの場の充実

高齢者自身が担い手として活動する場を含む、介護予防の通いの場等の充実や、これらの担い手の養成に取り組みます。

③多職種が連携した地域ケア会議の開催

多職種が参加する地域ケア会議を開催し、個別課題の解決、地域におけるネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくりや資源開発、政策の形成に取り組みます。

④生活支援コーディネーター等を中心とした活動促進

生活支援コーディネーターや協議体を中心とした、地域の課題や資源の把握、関係者のネットワーク化、身近な地域における社会資源の確保や創出とこれらの担い手の養成の活動促進に取り組みます。

(2) 介護給付の適正化計画

団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年や、団塊ジュニアが75歳以上となる平成52(2042)年を見据えつつ、引き続き、高齢者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となること

の予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止と同時に、財源と人材とをより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要です。

効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要なとす過不足のないサービスを事業者が提供するよう促すことが重要であり、これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図る必要があります。

市では、平成 30～32（2018～2020）年度までの 3 年間を計画期間とする「介護給付適正化計画」を別に定め、下記の主要 6 事業について、介護給付適正化の取り組みを進めます。

実施事業及び事業実施の考え方は以下のとおりです。

①要介護認定の適正化

認定調査、審査判定のばらつきを解消し、公正・公平な要介護認定が行われるよう、認定調査票の点検、認定調査員研修、モデル審査会等を実施していきます。

②ケアプラン点検

点検件数を増やし、職員とケアマネジャーの互いのスキルアップを目指します。また、ケアマネジャーが抱える悩みや地域課題を共有し、解決に向けて協力・連携を図ります。

③住宅改修・福祉用具点検

利用者の自立支援に効果的な住宅改修及び福祉用具貸与・販売が行われるように事業者に対する普及啓発、点検等を実施します。

④縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の請求が漏れている、または本来すべきでない請求をしている可能性の高い事業所に対して、適宜聞き取りや確認を行い、適切な介護報酬請求を促します。

⑤介護給付費通知

適切なサービス利用と提供がされるよう普及啓発するとともに、利用者（家族）が請求状況をチェックする機会をつくることで不適正な請求の抑制を図ります。

⑥給付実績の活用

給付実績の適正化帳票を活用し、事業者に対して適正なサービス提供を促し、介護給付の適正化を図る。

(3) 事業所に対する指導等

地域密着型サービス及び平成 30 (2018) 年度に指定権限が移譲される居宅介護支援事業所を中心に、基準の遵守、介護報酬の請求等に関する事項等について、周知徹底することを目的に、実地検査や集団指導等を実施します。

(4) 利用者の保護

市が行った保険給付や要介護・要支援認定、保険料等に関する決定について不服がある場合には、東京都介護保険審査会に審査請求することができます。

市は、介護保険サービス提供事業者、東京都、国民健康保険団体連合会等と協力・連携し、サービス利用者の権利を守り、介護保険サービスの質の向上を図ります。

(5) 介護離職防止

認知症高齢者や重度の要介護者が今後ますます増加することが見込まれる中、働きながら介護に取り組む家族等が安心して働き続けられるように、認知症対応型共同生活介護の更なる整備を進めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を新たに整備し、介護離職防止に向けたサービス量の上乗せを行います。

また、働く家族等に対する相談・支援の充実として、市内社会福祉法人との連携により、土日も対応可能な相談窓口の拡充を図ります。

(6) 事業者に対する支援及び連携

事業者連絡会の開催等により、介護保険制度改正等の情報を適宜提供していきます。ケアマネット清瀬（指定居宅介護支援事業所ケアマネジャーの任意団体）やケアパレット清瀬（指定訪問介護事業者の任意団体）等、事業者が主体的に行う連絡会等の開催を支援します。

4. 介護人材の確保・定着支援

介護保険サービスを提供する事業所において、専門職が足りない、募集しても応募がない、といった人材不足の問題が深刻化しています。

介護保険事業の安定的な運営は、サービスを提供する介護人材がいないことには始まりません。そのため、本市では、事業者やハローワーク、市内3大学、東京都等と連携し、介護人材確保にむけた下記の取り組みを実施します。

(1) 介護人材不足の実態把握

市内の介護人材不足の実態について調査し、人材確保の阻害要因を分析した上で、効果的な介護人材確保策の実施を検討し、介護人材が働きやすいまち清瀬を目指します。

(2) 介護の仕事の魅力発信

介護の仕事を身近に感じ、介護の仕事に関心を持つ市民を増やし、新たな介護人材を発掘することを目的に、事業者と協力しながら介護の仕事の魅力を発信していきます。

(3) 介護人材のキャリアアップ支援

初任者向け研修、ブラッシュアップ研修等を実施し、市内で働く介護人材が知識・技能を向上させ、専門性を高めながら働き続けられるように支援します。

また、清瀬市認定ヘルパー養成研修を開催し、市内の高齢者の支え手を増やします。結婚や出産等を機に介護の仕事を離れた方の復職をサポートする研修の実施を検討します。

(4) 介護人材確保等に向けた支援の活用促進

介護人材や事業者が、東京都等が実施する介護人材確保に関する支援策を積極的に活用できるよう情報提供をしていきます。

第6章

資 料

1 清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 清瀬市における老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に規定する高齢者支援対策の実施に関する計画（以下「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」という。）を策定するため、清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定に関して検討を行い、原案を作成して市長に報告することを所掌とする。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから委員15人以内を市長が委嘱して組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域福祉に関する団体の代表者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 別に定める関係機関に属する者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

（役員）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。
2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 委員会の会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

（設置期間）

第6条 委員会は、第2条に掲げる報告をもって解散する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢支援課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

2 清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会名簿

(敬称略) ◎委員長 ○副委員長

氏名	委員区分	役職(所属団体)
今中 真琴	市民代表	一般公募委員
上村貴代美	福祉団体代表	信愛訪問看護ステーションほほえみ 所長
大西 恒彦	市民代表	一般公募委員
小野 秀	福祉団体代表	清瀬市老人クラブ連合会 会長
小野ベリ子	福祉団体代表	聖ヨゼフ老人ホーム 施設長
木村 敏夫	市民代表	一般公募委員
○小滝 一幸	福祉団体代表	社会福祉法人東京聖労院 常務理事
佐川美枝子	学識経験者	国立看護大学校 講師
島田 尚範	関係機関	一般社団法人東京都清瀬市歯科医師会 監事
◎下垣 光	学識経験者	日本社会事業大学 社会福祉学部学部長・教授
杉田 清美	市民代表	一般公募委員
芹澤 正男	福祉団体代表	清瀬市民生・児童委員協議会 東部地区副会長
中島美知子	関係機関	一般社団法人清瀬市医師会 理事
星野 孝彦	福祉団体代表	社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会 事務局次長
村山 保夫	福祉団体代表	きよせ社協地域包括支援センター センター長

3 策定委員会検討経過

日程	開催事項	主な内容
平成 29 年 5 月 29 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）策定委員会設置要綱について ・委員長・副委員長の選出 ・清瀬市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の概要について ・清瀬市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画策定に向けた調査報告について ・今後のスケジュール等について、等
平成 29 年 7 月 20 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27・28 年度高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画事業評価について ・基本理念・基本目標について、等
平成 29 年 10 月 19 日	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関による高齢者支援施策等について ・主要な課題のまとめ ・基本理念・基本目標及び重点的な取り組みについて ・清瀬市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画〈骨子案〉について、等
平成 29 年 11 月 30 日	第 4 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画〈骨子案〉 ・施設整備計画（案）、等
平成 29 年 12 月 18 日	第 5 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 7 期介護保険料の説明 ・清瀬市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画〈素案〉の検討 ・パブリックコメント・市民説明会について、等
平成 29 年 12 月 22 日 ～ 平成 30 年 1 月 11 日	パブリック コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページ並びに市内各公共施設で公表し、高齢支援課にて意見を募集
平成 29 年 12 月 23 日	市民説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（案）の概要説明 ・意見交換、等
平成 30 年 1 月 18 日	第 6 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント・市民説明会の実施報告 ・第 7 期介護保険料の説明 ・清瀬市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（案）の検討、等

4 用語解説

あ・ア行

ICT

Information and Communications Technology (情報通信技術) の略。IT (Information Technology : 情報技術) に C (Communication) が加えられることによって、知識やデータといった情報 (Information) を適切に他者に伝達 (Communication) するための技術 (Technology) という、IT が本来持つ役割が強調された表現です。

インセンティブ

やる気を起こさせるような刺激や動機付けのこと。全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、財政的インセンティブの付与の規定を法律により整備する予定です。

NPO

Non-Profit Organization の略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われており、中でも特定非営利活動促進法 (通称 NPO 法) に基づく審査により認証を受けた団体は、「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」という法人格を得て活動しています。

か・カ行

介護サポーター

65 歳以上の市民の方 (介護保険第 1 号被保険者) が高齢者の支援をとおして社会貢献することにより、互いに地域社会へのつながりを持って地域の中で生きがいを感じながら元気に暮らしていただくことを目的としています。介護サポーターの登録をされた方が、この事業に協力をしている介護施設等で利用者の支援活動をする活動に応じて評価ポイントが付与され、そのポイントを翌年度に変換手続きをすることで、ポイントに応じた金銭に換えることができます。

介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うこと。

ケアマネジメント

要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職のこと。

ケアプラン

要介護（要支援）認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。

健康寿命

健康上の理由で日常生活が制限されることなく、生活できる期間のこと。

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

さ・サ行

サロン活動

地域で高齢者や障害児・者、子育て中の方など、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場です。地域で交流の場を設けることで、住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりを目指します。

市民成年後見人

後見業務を担っている親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見等業務を担う人のこと。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。一般に「社協」と呼ばれます。

生活支援コーディネーター

地域の既存の力や組織を活用して、主に高齢者の生活支援や介護予防を進める担い手や活動づくりの中心となる役割を担う人のこと。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等が本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。

た・タ行

ターミナルケア

終末期の医療及び看護のこと。

第1号被保険者（数）

介護保険制度において、保険給付の対象となる人で65歳以上の人のこと。

第2層生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体

地域の「支え合い・助け合いのシステムづくり」の取り組みで、住民を中心として連携を図る組織です。清瀬市では、市内全域の支え合いの仕組みづくりを平成27年度から第1層協議体が行うほか、市内を3つの地域に分け、生活課題の把握や解決策の検討、連携を図る組織を第2層協議体（第2層生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体）としています。

団塊ジュニア

団塊の世代の子ども世代を指します。

団塊の世代

第二次大戦直後数年間のベビーブーム時に生まれた世代。昭和22年から24年にかけての生まれをいう。他の世代に比べて圧倒的に人口が多いことに特徴があります。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築しようとする考え方です。

な・ナ行

認知症ケアパス

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心して状態に応じた適切なサービスの提供が受けられるよう、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めて、その流れを示したものです。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職（専門医や保健師、看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士等）が認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームで、主に地域包括支援センターや病院等に配置されています。

は・八行

バリアフリー

住宅建築用語としては、段差などの物理的な障壁の除去のこと。福祉的にはより広く高齢者や障害者などの社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

避難所

災害により住宅に危険が予想される場合や住宅が損壊した場合等、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として滞在する場所のこと。

避難場所

災害が発生、または発生するおそれがある場合、その危険から逃れるため、一時的に避難し身の安全を確保する場所のこと。

ま・マ行

民生・児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。

や・ヤ行

要支援・要介護認定者（数）

介護保険制度において、支援や介護を要する状態であることを保険者に認定された被保険者。日常生活（身支度、掃除、洗濯、買い物等）を営むのに見守りや支援を必要とする状態を意味する「要支援認定」と、日常生活において介護を必要とする状態を意味する「要介護認定」の2種類の認定が別々に規定され、要支援1・2、要介護1～5の7段階の介護度が設けられています。

要支援・要介護認定率

人口に占める要支援・要介護認定者の出現率を意味しています。



清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成30年3月

発行 清瀬市 健康福祉部 高齢支援課

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地

TEL 042-492-5111 (代表)

ホームページ <http://www.city.kiyose.lg.jp/>



キラリ

KIYOSE CITY